開会(8:58)

○池谷和正委員長 皆様、おはようございます。

昨日に引き続き、予算決算審査特別委員会を開会いたします。

本日25日の審査順序は、防災部、市民部、環境部、健康福祉部として進めます。

なお、本日も会派ごと持ち時間を設けてあります。各委員、質問時間に御留意願います。

発言順序につきましては、別添の通告一覧表のとおりといたします。

それでは、審議に入ります。

最初に、認第15号「令和元年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、防災 部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、杉田委員。

○杉田源太郎委員 それでは、9款1項4目自主防災組織から1点についてお伺いいたします。

まず1番として、76の自主防災組織の育成との説明がありましたが、具体的にはどのようなことを行ったんでしょうか。

- 2、今までの研修を受けた自主防災委員が自治組織内でどのように活動し市と連携を しているのか、これも育成事業に入っているのでしょうか。
- ③台風19号に伴う災害対策検討会議が開催されていますが、その内容についても話は されているでしょうか。
- ④2,004万510円、これが計上されていますが、この内訳はどのようになっているでしょうか。
- ○川村剛之地域防災課長 杉田委員にお答えいたします。

自主防災組織の具体的な育成内容についてでありますが、当該事業においては、市民 防災リーダー育成講座の開催に伴う講師謝礼と消耗品、補助制度による支援として全76 自主防災会の訓練や組織体制の強化にかかる活動費及び42自主防災会へ資機材購入に対 する助成を行っております。

また、出前講座や年間の防災訓練における市の支援チームの派遣も実施しておりますので、これらも自主防災会の育成につながるものと考えております。

次に、研修を受けた受講生の自主防災会の中での活動内容や市との連携についてでありますが、市民防災リーダー育成講座の受講生は、地域の防災委員として身につけた知識や技術を地元の訓練等で活かしていただいております。また、自主防災会の中で自主防災会長や防災委員長の相談役、補佐役としての役割を担っていただいております。

市との連携についてでありますが、年3回の防災訓練などにおいて地域の防災力を強化する取組が進められているほか、受験生については、市主催の防災関連講座や研修会へ参加いただくなど、地域のリーダーとして研修修了後のフォローを行っております。

次に、台風第19号に伴う災害対応検討会議の内容が反映されているかということにつ

いてであります。

災害対応検討会議の検討内容のうち、避難対応班に関すること、避難所に関すること、職員の安全確保に関することなど検討を重ね、避難所運営マニュアルの見直しの際に検討結果を反映させております。このマニュアルについては、避難所開設に関わるものを容易にイメージができるよう動画も作成し、7月の防災委員長会議や8月の総合防災訓練における自主防災会役員の研修の際にも活用しており、検討内容が活かされていると考えております。

次に、自主防災組織育成費2,004万510円の内訳についてでありますが、市民防災育成 講座開催に伴う講師謝礼3万円と消耗品1万810円、自主防災組織育成に関する補助金 として育成事業補助金1,161万3,800円、資機材整備事業補助金838万5,900円であります。 以上です。

- ○杉田源太郎委員 いろいろ自主防災会の育成ということで、自分たちの地域の防災委員 が参加した中で、その報告をやっている地域、やっていない地域というか、これは部としての、課としての責任ということを言うつもりはないんですけど、地域によって取組 にすごくばらつきがあると思っていますけど、このばらつきについてどういうふうに考えているか。
- ○川村剛之地域防災課長 やはり、どうしても熱の入っているところと入っていないという差があるかなというふうには感じておりますけど、私たちとしては、やはり地域のほうに何とか出前講座ですとかそういったことで入り込んでいって、先進地の自主防災会の活動に触れるといいますか、連動するというか、そういったようなことをこれからしていきたいなと思います。
- ○杉田源太郎委員 私も先進地というふうに言われているところだと思うんですけど、何か所か紹介していただいて、そこでお話を聞いてきましたけど、その地域というのは自治会によってばらばらになって、町内会ごと、一緒に組み合わさって、この避難所のどうのこうのというふうになっていて、必ずしも地域地域の自治会単位でというふうにはなかなかならないなというふうには思っているんですけど、その中で、防災委員の任期というのは3年だったかな、3年ごとに変わっていきながら、3年終わったからもうこれで終わりだなってなって、それが継続されていないところは感じます。それをどうこうというより、そういうものをつなげていくための対応だとか対策だとか、そういうことは考えられていますか。
- ○川村剛之地域防災課長 防災長会議等も年3回ありますし、その中で訓練をどうしたらいいのかという企画の段階でうちの職員と話をする機会があります。そういった中で自主防災会の組織のどういったふうになっているのかというのを、ヒアリング等をしてこれから検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉田源太郎委員 先ほど、先進地というか、頑張っているところ、そういうところを紹介されているということなんですけど、それで出前講座に出かける。でも、出前講座って呼びかけても来てよと言わなければいけないと思うんですよ。この中で先進地がこんなふうにやっているよということを紹介しているのは、役員会やそういうところでしか紹介していないんですよね。

- ○川村剛之地域防災課長 基本的には防災委員長会議等でなんですが、会場訓練のときに 先進地といいますか、進んでいるところの自主防災会のところにお邪魔をして、各自主 防災委員の方にその会場に来ていただいて、実際にどういった活動をしているのかとい うのも発表していただいたりとかということはしております。 以上です。
- ○杉田源太郎委員 分かりました。そういうふうにやっていただいてもばらつきというも のについてはまだかなり是正していかなければならないところだと思いますけど、今後 も継続してお願いをしたいと思います。

次に、台風第19号に対応、検討というのをされていて、マニュアルの見直しなどをやられているというふうな回答がありました。特に7月、8月で役員の方に示されているということだったんですけど、私たち、今回やったアンケートの中で、第19号台風を受けて、自分のところはこんなになった、あんなになったという、かなり被害を受けた地域の方からたくさん意見をいただきました。そのときにハザードマップのことというのは、何で新しいハザードマップが来ないんだ、今年度中にはという答弁をもらっているけど、今、台風があちこちに来ていてすごい大変な時期、もっとスピーディーにできないのかという意見があったんですけど、それについてはどうですか。

○久保山巖夫防災部長 ハザードマップにつきましては、委員の御指摘もありますけれども、所管の建設部のほうで水の対応についてはやっていますので、我々のほうは避難所の運営のことで、昨年も和田公民館なりにかなりの人数の方が来られたということで、それで職員の運営体制というところを、新型コロナウイルスも併せて行動マニュアルというのを人数を多めにということで再構築させていただいたということで、それを早めに新型コロナウイルス対策と併せて作り直したというところでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 たしか道路課河川部、河川課のほうだと思うんです。国のほうでも縦割りをどうのこうのというのをやっていますので、あれはこっち、これはそっちというふうに言わないようにしていただきたいなとは思います。

今、新型コロナウイルス対策も含めて避難所の運営ということで、私がお伺いしたときに講習会か何かでやるDVDとかで映像を見せていただいて、市の職員だけでやっていくと。風水害は大抵二、三日だから、市の職員がみんな勉強しながら今やっているんだよと言ったけど、風水害、いろんなところを見たときに、二、三日で済まないような風水害もあると思うんですけど、そういう場合というのは自主防災会の避難所運営というのが物すごく大事になってくると思うんですけど、この辺についてはどんなふうに進めるおつもりですか。

○川村剛之地域防災課長 長期化ということになった場合には、やはり今回の総合防災訓練で最初は職員対象で行っていましたけど、防災委員長の方をお招きして長期になった場合にはこういった形で避難所の運営をしてもらわなきゃならないですよということを実際に受付から体験をしていただいております。これをまた今後これからの訓練の中で取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○杉田源太郎委員 ぜひお願いしたいんですけど、まだまだ一般住民に対してはそれが行

き届いていない、それはしようがないかなと思いますけど、そういうものを地域の中でできるだけ、今、これ、どんどんどんどん変わっていくかもしれないということを前提で構わないと思うんですよ。それをぜひお願いしたいなと。

それから、これは今、風水害と言いましたけど、地震のことも言われています。地震、 津波、それから原発の事故のことも、そういう想定をした育成というのを、この自主防 災組織の育成の中ではそういうことも一緒にやられていますか。

- ○川村剛之地域防災課長 この事業につきましては、自主防災の補助金でほとんど成っています。育成事業という名前の下では、深く掘り下げればいろんな自主防災会の事業に対しての支援をしておりますけど、この事業については運営事業の補助金と資機材の補助金、あと、講師謝礼とか、そういったものに使っております。
- ○杉田源太郎委員 先ほど言いました私どもがしたアンケートの中で、海岸沿いのそういうところの世帯の方が中心だったと思うんですけど、あと、豊田のほうの川、そういうところでのものについて、自主防災会のほうからこういうふうにしなさい、ああいうふうにしなさいというのは来ていない。避難するタイミングだとかそういうものについて何もないけど、この育成の中で多分もう変えていると、避難時期の問題だとか、どうやってみんなに波及していくのかということについて、それについてはこの育成事業の中でやられていますか。
- ○川村剛之地域防災課長 育成事業というよりは、総合防災訓練とか地域防災訓練というような訓練の場でやっているというふうに認識しております。
- ○杉田源太郎委員 自主防災委員の人たちからいろんな意見が出てくると思うんですけど、 直接防災のほうに行ってお願いをしたスピーカー、ありますよね。あれが聞こえるか聞 こえないかということで、近くの人はうるさすぎる、遠い人は何を言っているか分から ない、大雨が降ったら近くにあっても何を言っているか分からないってなるんですけど、 これに対する対策だとかそういう意見というのは出ていませんか。
- ○川村剛之地域防災課長 同報無線については、特にうるさいという人は委員御承知のとおり1人おりましたけど、聞こえないという方については、度々うちのほうに来ております。そのたびにうちの係のほうで現場を見させていただいて、本当に聞こえないのかというのを確認させていただいて、その後、できることであればそこで修繕等をしておりますけど、どうしてもという場合にはやはり防災メールですとか、そういったツールのほうの御紹介をさせていただいております。

以上です。

- ○杉田源太郎委員 防災メールというのは自分も設定してもらって、毎回毎回情報をいただいているので助かるんです。ただ、そういうものが使えないお年寄りですとか障害を持たれている方がいると思うんだけど、そういうところで、今、データがもうデジタルになっているか。前、防災ラジオみたいなものがあったけど、あれはアナログだったのでということで、そのデジタルも電波を持っている、そこのところはあと数年でということも聞いているんだけど、やっぱり各家々、まだかなり値段でしか買えないんじゃないかなと思うんだけど、今後そういうことについても考えていますか。
- ○川村剛之地域防災課長 戸別受信機のことだと思いますけど、今現在、戸別受信機です と約10万円ぐらいかかってしまいます。受注生産ということもあってなかなか高額なも

のですから、今後、ほかの形で情報が皆さんのところへ入るような形のものを検討して いきたいと思っています。

○杉田源太郎委員 そういうことも育成事業の中で多分知らされているんじゃないかなと 思うんですけど、もし知らされていないのであれば、そういうときにもぜひ周知をして いただきたいなと思います。

先ほど、第19号の台風のときの対応についてということでお伺いしましたけど、ひどくなったときというのは風水害だけじゃなくて、風水害のときもあるかもしれないけど、ボランティアセンターの立ち上げだとか、そういうものというのも育成費の中でやられていますか。

- ○川村剛之地域防災課長 特に福祉避難所等の関係は行っておりません。
- ○杉田源太郎委員 分かりました。この育成費はすごく大事だと思いますので、いろいろ 多岐にわたる防災委員からの意見があると思いますので、それを活かしていただくよう お願いをして終わります。
- ○池谷和正委員長 それでは、2番目の質疑に移ります。
- ○川島 要委員 私のほうからも歳出9款1項4目自主防災組織育成事業についてお伺い いたします。

まず、①毎年行っております市民防災リーダー育成講座への女性の参加者さん及び累計の総数をお伺いします。

- ②、自主防災への女性の意識向上に対する考え、また、取組を伺います。
- ③、在宅避難への備えに対する意識啓発、自助の強化の取組についてを伺います。
- ○川村剛之地域防災課長 川島委員にお答えいたします。

まず、市民防災リーダー育成講座における女性の参加数と総数についてでありますが、 昨年度の講座修了者数は79名であります。このうち、女性が6名でありました。これま で平成13年の開始から延べ1,195名の修了者がおります。そのうち、女性の修了者につ きましては25名であります。

次に、自主防災の女性の意識向上に対する考えや取組についてでありますが、市民防災リーダー育成講座の女性参加数に表れているように、まだまだ女性の防災分野への参加については課題があると認識しております。女性が防災に関わっていただけるような取組として、これまでも防災訓練の方針として、男女の協同による地域防災体制の強化といったテーマを掲げ取り組むとともに、港14自治防災会では女性防災委員が組織化されており、その組織化や女性の視点を取り入れた活動の支援をしております。今後も継続して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、在宅避難への備えに対する意識啓発や自助の強化に対する取組についてであります。

災害発生時に的確な避難行動を取っていただくために、これまでも自主防災会役員に関係する会議や出前講座などにおいて、自助共助の重要性について周知してまいりました。また、災害発生後も在宅避難ができるようにハザードマップ等による自宅周辺の状況確認、感染症対策を踏まえた家庭内備蓄や非常持ち出し品の備え、災害や避難に関する正確な情報収集、自宅の耐震補強や家具固定対策などの家庭内対策について、「広報やいづ」やホームページへの掲載、啓発チラシの配布などを行っております。これから

も自分の身は自分で守るといった自助の取組について積極的に周知してまいります。 以上です。

- ○川島 要委員 今御答弁いただきましたように、防災につきましても女性の立場、女性 の意見というのは非常に重要なものがあります。そういった意味でもっともっと防災に 対しても女性の意識向上、参加者の増加というのがこれからの重要な課題になってくる と思います。そういう意味で、自主防災委員会の中に女性の委員さんを増やしていくと いうようなお考えはありますでしょうか。
- ○川村剛之地域防災課長 各自主防災会の中で役割があると思いますので、その中で女性 の活躍する場というのは見えてくるのかなと思っています。女性の防災委員長会議です とか、女性の方が参加していただけるのは当然お願いしたいんですけど、それぞれの自 主防災会のことがあると思いますので、ぜひ女性の方も参加していただきたいというこ とはこれからも伝えていきたいなと思っています。
- ○川島 要委員 それから、首都圏なんかでは女性だけを対象にした防災講座とか研修会 等も頻繁に行われております。そういう意味で、本当に女性を対象とした防災教育、研修という場をこれからぜひ企画をしていただきたいと思うんですけれども、その辺のお考えをお伺いします。
- ○川村剛之地域防災課長 今年度なんですが、11月に静岡県とNPO法人との共催によって、男女共同参画の視点を持った防災リーダー育成を目的とした講座を開催する予定であります。こういったいろんな団体等と共催を含めて女性に対する防災意識の向上を図っていきたいと思っています。
- ○川島 要委員 ありがとうございます。

あと、ちょっとした地元の方からの意見なんですけれども、現状で防災訓練はどうしても避難中心の訓練で、いろんな場所に集合して点呼を取ってというパターンの訓練がずっと毎回行われているんですけれども、例えば避難所の立ち上げとか避難所の中での生活的なものの訓練とか、そういった若干訓練内容をもっともっと違った形に改善していくようなお考えというのはいかがでしょうか。

○川村剛之地域防災課長 今おっしゃったとおり、コロナ禍の中で避難所の運営というのは非常に大変だということと、これから地域の皆さんに指導といいますか、訓練を実際に体験していただく、シミュレーションしてもらうという。うちのほうの、先ほど言ったように動画等も作成して、これからまたほかの動画のほうも検討しております。こういったものを地域のほうへ持っていって皆さんに見てもらって体験してもらうというようなことを考えております。

以上です。

○川島 要委員 ぜひよろしくお願いします。

昨日かおとといぐらいの新聞に焼津市旅館組合さんとの災害協定が記事に載っておりましたけれども、これから本当に避難をするということに対しての様々な形をコロナ禍ということもありますけれども、また、家庭での自主的な自助での避難、そういったことを各自がしっかりと取り組めるような教育をこれからもぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- ○池谷和正委員長 それでは、3番目の質疑です。
- ○石原孝之委員 ページは今回255ページの防災機器整備費に関して質疑します。 説明のほうでは、防災機器を今回購入しているという形で説明されましたが、まず、 どの場所に何を購入していますか、教えてください。
- ○川村剛之地域防災課長 石原委員にお答えします。

防災機器整備費で購入する資機材については、避難所で使用する大型炊き出し器や500ミリリットルの給水袋を計画的に購入しております。これらは地震や津波の災害において指定避難場所となっています小・中学校、高校、コミュニティー防災センターなど、46か所に配備をしております。46か所の指定避難所には大型炊き出し器を平成28年度から来年の令和3年度まで6か年計画で1台ずつ配備し、給水袋については2袋ずつ配備するものであります。

なお、給水袋については、令和元年度の購入分で配備は完了しております。

また、避難所に配備する資機材以外に消耗品としてドローン用のバッテリーのほか、 災害対策本部で使用します乾電池などの購入をしております。

なお、これらの資機材や消耗品については、見積り合わせや入札により購入している ところです。

よろしくお願いします。

- ○石原孝之委員 平成28年から令和3年という形で、令和3年は来年度中ということです よね。
- ○川村剛之地域防災課長 来年度で終わります。 それから、給水袋なんですが、500ミリリットルと言ったみたいで、500リットルです。 すみません。
- ○石原孝之委員 大型炊き出し器は1台幾らぐらいされて、令和3年度で今46か所、そこまで配らなくても、今何か所に大型炊き出し器は置かれていますか。場所も教えてください。
- ○川村剛之地域防災課長 値段ですけど、まかないくんという基本型セットで、1台につきましては29万8,000円です。それにバーナーとかがついていまして、そのバーナーが17万2,000円ということです。

なお、大型炊き出し器につきましては、今、市内の防災倉庫のほうに分散して置いて ありまして、今後、そろったところで今言いました指定避難所のほうに配備をしてまい りたいと思います。

○石原孝之委員 まずはストックをして、それで必要な場所にということですよね、分かりました。じゃ、その辺も注意してこれから調べます。

あと、先ほど育成の話をほかの委員の方も言っていましたけど、やはりマンネリ化してしまうという話の中で防災意識が、やっぱり災害時の心理学の中では正常性バイアスというものが……。

- ○池谷和正委員長 石原委員、簡潔にまとめてください。
- ○石原孝之委員 まず、正常性バイアスの話の中では、やはりそういった部分を、脳の危険性、そういったメカニズムの部分を皆さんにまた育成の中で、災害のテクニックの話じゃなく深層心理の中の意識のところ、皆さんに育成するような、アプローチするよう

な訓練があったらいいかなと思ったので付け加えさせてもらいます。

すみません、話がそれまして。以上です。

- ○池谷和正委員長 それでは、4番目の質疑です。
- ○鈴木浩己副委員長 歳出 9 款 1 項 4 目の住民防災対策推進事業費について伺います。 主要施策概要書のほう、11ページになります。

1点目として、家具等転倒落下防止器具取付けサービスの事業につきましては、令和元年度は83世帯が利用されておりますけれども、市内の住宅の家具の転倒落下防止対策は現状どの程度進んでいらっしゃるか、伺います。

2点目として、このサービスは3か所までの家具を無料で取り付けていただくサービスなんですけれども、これまで一般質問等で提案をさせていただいておりますけれども、近隣の自治体のように3か所じゃなくてもう少し増やしていただく組数の拡充ですとか、あるいは先進地で行っているようなガラス飛散防止フィルムの取付けなんかにも拡大できないか、そういうことを2点目にお伺いさせていただきます。

○川村剛之地域防災課長 鈴木委員にお答えいたします。

家具等転倒落下防止器具取付けサービス事業につきましては、平成16年度から事業を 開始し、昨年度末までに3,203件のサービス利用実績があります。

また、家具固定の実施状況としては、令和元年度に行った世帯調べ等では約8割の世帯が家具固定をしていると結果が出ております。

次に、サービス事業の補助対象数の拡充についてでありますが、より多くの世帯が利用できるよう、1回のサービス事業の対象は3組までとし、それを超えて取付けを御希望する方につきましては自己負担とさせていただいております。

ただし、過去に1回サービスを受けたことのある世帯も再度サービスを受けることが可能であることや、焼津市プロジェクト、TOUKAI-0総合支援事業の対象とする世帯では6組までのサービスとなっており、現時点においては、それ以上の拡充予定は考えておりません。

次に、ガラス飛散防止フィルムについてでありますが、フィルムを施工することにより、地震などの災害時においてガラスの飛散を防止し、被害の軽減を図ることができるものとして考えております。都市圏や四国地方において先進自治体の事例がありますので、制度について今後研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございました。

まず、1点目の現状についてお伺いさせていただきました。平成16年度からやっていただいて、現在までに3,203件利用されたということで、そもそもこの事業ですけれども、平成7年に発生した阪神・淡路大震災、その教訓でこのサービスが平成7年度末の頃にスタートいたしました。阪神・淡路大震災は、全体では6,434人の死亡者が出たわけですけれども、その9割は家具ですとか家屋の倒壊によって圧死をされたということで、本市においても東海地震の直下型の震源地の真上に位置するという、そういう当時の位置づけからいち早くこのサービスを導入したわけです。

平成7年の末から平成9年まで約3か年やらせていただいて、途中休止をしましたけれども、平成16年度からまたスタートをいたしまして、現在までに3,203件ということ

で御答弁いただきましたけれども、世帯調べ等で約8割のお宅で家具の固定をされているという、そういう調査結果が出ているようなんですけれども、逆にいうと、2割の方は全く手をつけていないという裏づけでもあるわけです。ということで、こういった全く手をつけていない2割の皆さんにどれだけ普及啓発を図っていくか。こういうお考えについてお伺いをいたします。

- ○川村剛之地域防災課長 啓発のことだと思いますが、今現在の自主防災委員長会議等を行いまして、その後、防災訓練等の前に各家庭に家具固定の補助金制度のチラシ等を各世帯のほうに分けていただくようなことをしております。また、ホームページもそうですけど、いろんなところで家具の固定については今後も啓発をさせていきたいと思いますけど、今、やはり家のほうも新しくなってきまして、クローゼットがある家ですとか、そういった生活様式のほうもだんだん変わってきております。それから、借家の方もいらっしゃって、なかなか自分の家じゃないものですから家具の固定が進まないという方もいるかと思います。そういった方も使えるような何か新しい制度があればいいかなと思いますので、そういったことも検討してきたいと考えております。
- ○鈴木浩己副委員長 ありがとうございました。

自主防災の委員長会議でお話をし、防災訓練等を利用して普及啓発、当然、「広報やいづ」ですとかホームページ等での啓発はやっているよということでした。住宅事情もやっぱり課長がおっしゃるように、大分以前に比べて変わってきました。それこそ大工さんが来て金づちとかくぎでがんがん打ちつけてたんすを固定するというそういう時代から、やっぱり今では、板橋区なんかはそういうことができない住宅事情のお宅が非常に多いものですから、突っ張り棒ですとかそういったもので固定をするような、そういう取組も補助を出しておりますので、そういった部分も含めて今の住宅事情にマッチしたような家具転倒落下防止策、これをぜひ展開していただければと思います。

当然、いつ発生するか分からない大きな地震が間近に迫っているのかもしれませんが、やっぱり市民の皆さんの命を守る防災対策ですから、どうしてもやっぱり8割の皆さんがある程度の固定をしてあるとはいえ、全く2割の皆さんは難しい状態なものですから、さっき言った住宅事情も考慮したような取組、それから、2割の皆さんへの普及啓発もどんどんやっていただきたいと思うんですけれども、平成16年度からこれまで、対象世帯を全く一般世帯から高齢者のみ世帯に至るまで、対象を設けずに今までやってまいりましたけれども、令和2年度に入ってから高齢者のみ世帯に対象が非常に狭まったわけですね。ですから、当然やっぱり市民サービスという部分について言えば、サービスが低下をしたと言わざるを得ない状態だと思います。何としてもこういった市民の命、それから、けがをさせない取組というのは、やっぱりサービスを絞ってはいけないと思うんですね。むしろ拡大をしながらより多くの皆さんにこういった防災意識の向上を図っていく啓発活動をやっていかなければならないなというふうに思うわけなんですけれども、要望ですけれども、令和3年度に向けまして、対象世帯を設けずに、ぜひ従来どおりの世帯でもってこのサービスをまた拡充していただきますようにお願いをして終わらせていただきます。

- ○池谷和正委員長 それでは、次に5番目の質疑です。
- ○杉田源太郎委員 事業費における消費税10%の影響についてお伺いいたします。

防災部における事業において、消費税により増額したという事業費は幾らになりますか。

○関 裕介防災計画課長 杉田委員にお答えいたします。

消費税率の改定によりまして増額となった事業費についてであります。

まず、防災部のうち、防災計画課の主な事業と増額となった金額ですが、消防防災センター外壁タイル等改修工事が43万5,600円、志太広域事務組合庁舎管理費負担金が8万3,523円、飯淵地区高台広場整備事業費におけます地質調査業務委託費が5万720円、同じく高台広場整備事業費におけます実施設計業務委託費が8万9,160円の増額となっております。

次に地域防災課の事業ですが、消防利水整備費における公営企業負担金が20万5,825円、消防ポンプ車購入費における消防ポンプ自動車購入費が33万8,000円、石油貯蔵施設立地対策等事業費における消防ポンプ自動車購入費が33万9,000円、防災機器維持管理費における緊急情報等伝達システム使用料などが5万4,900円、大井川耐震備蓄倉庫外壁等改修工事が12万7,800円の増額となっております。

以上、防災部における主な事業としては、合計172万4,528円の増額となっております。 以上でございます。

○池谷和正委員長 これで通告による質疑は終了いたしましたので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第15号中、防災部所管部分の審査を終わります。

次に、議第53号「令和2年度焼津市一般会計補正予算(第6号)案」中、防災部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は発言願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷和正委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第53号中、防災部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会防災部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩します。再開は9時51分です。

休憩(9:41~9:51)

○池谷和正委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審議に入ります。

認第15号「令和元年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番、安竹委員。

- ○安竹克好委員 2款1項11目交通対策費負担金補助及び交付金の不用額の理由を伺います。市民部所管部分をお伺いいたします。
- ○大石一宏くらし安全課長 安竹委員の御質疑にお答えします。

2款1項11目の不用額につきましては、自主運行バスに関連するものであり、改めて 道路課より御答弁させていただくこととなります。

以上です。

- ○池谷和正委員長 次に、2番目の質疑です。
- ○安竹克好委員 2款1項11目放置自転車対策をお伺いします。 焼津駅及び西焼津駅周辺の放置自転車の状況を伺います。
- ○大石一宏くらし安全課長 安竹委員の御質疑にお答えします。

放置自転車の状況でありますが、令和元年度の放置自転車等に対する警告件数は 4,308件となっております。また、警告後一定の期間そのまま放置されていた場合は撤 去することとしており、撤去台数は201台であります。

以上であります。

- ○安竹克好委員 撤去された自転車はどのように処分されるのでしょうか。
- ○大石一宏くらし安全課長 撤去した自転車等につきましては、県道大富藤枝線、西焼津 高架橋下にある保管場所で保管し、自転車登録番号により警察署に所有者情報の照会を 行うとともに告示をし、6か月間保管します。この間に所有者が取りにくれば返還し、 6か月を経過した自転車等は、使用可能な自転車については自転車商業協同組合加盟店 に有償譲渡し、以外のものについては処分しております。

以上であります。

- ○安竹克好委員 その中で盗難車というのはございますか。
- ○大石一宏くらし安全課長 昨年度、令和元年度につきましては、17台の盗難車両がありました。

以上です。

- ○安竹克好委員 放置自転車対策というのは大変都市の美観に対して有効な手段でございますので、今後とも事業の継続をよろしくお願いします。 以上です。
- ○池谷和正委員長 それでは、次に3番目の質疑です。
- ○川島 要委員 私からは、歳出2款1項16目消費者保護事業費についてでございます。
 - ①迷惑電話チェッカー設置台数と累計の総数を伺います。
 - ②年々巧妙化している詐欺電話から高齢者を守るため、さらなる設置利用促進が必要 と思いますが、取組を伺います。
- ○大石一宏くらし安全課長 川島委員の御質疑にお答えします。

平成31年度の設置台数でありますが、35台となっております。累計台数につきましては、平成28年度から230台となっております。

次に、利用促進についてでありますが、促進につきましては、公共施設や福祉サービス事業所へのパンフレットの配架、配布に加え、さわやかクラブ等に出向いての出前講座や金融機関での啓発キャンペーンにより消費者被害の注意喚起とともに機器の設置利用促進に努めているところであります。

以上であります。

- ○川島 要委員 前年度の焼津市内での詐欺の被害状況、何件ぐらいあって被害額がどれ ぐらいあるか、分かれば教えてください。
- ○大石一宏くらし安全課長 焼津警察署管内の被害件数と金額であります。被害につきましては、令和2年1月1日から8月31日というような状況でお答えさせていただきたいと思います。

キャッシュカード詐欺につきましては10件、865万円。預貯金詐欺1件の50万円。合計しますと11件、915万円というような状況であります。

以上であります。

○川島 要委員 件数の割に被害金額というのは非常に大きい金額であります。年々手口が巧妙化している、また、本当に高齢者の方が突然こういういろんな形で話をされると相手のペースに飲まれてしまう、そういったことがこういった被害の要因だと思います。そういう意味で、ぜひ今後も迷惑電話チェッカー設置推進をお願いしたいと思います。まだまだこの存在を知らない高齢者の方もたくさんおりまして、そういうものならつけたいという方の声もお聞きします。そういう意味で、また情報提供をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

- ○池谷和正委員長 それでは、次の質疑に移ります。 4番目の質疑です。
- ○村松幸昌委員 それでは、決算書の173ページ、説明書の63ページの社会保障税番号制度事務費のところをお尋ねします。金額的には2,999万6,151円です。

質疑の要旨としまして、らくらく申請サービス、この現状評価と本年2月から始まったオンライン申請の補助端末導入後の状況を伺います。

2番目として、企業一括申請方式、いわゆる出張申請サービスです。この事業実績を 伺います。

それと、3番としまして、マイナンバーカードの発行枚数、実績枚数と評価とそれを 受けての事業展開を伺います。お願いします。

○落合和弘市民課長 村松委員の質疑にお答えをさせていただきます。

最初に、らくらく申請サービスの現状評価と本年2月から始まったオンライン申請補助の申請の状況でございますが、まず、らくらく申請サービスの現状評価でございますが、昨年、令和元年に焼津市民の方で申請をされた方が5,618人、そのうち、らくらく申請サービスを使った方が2,599人いらっしゃいます。率にしますと46%でございます。約半数の方がらくらく申請サービスを御利用になったということで、効果があったというふうに判断しております。

また、オンライン申請につきましては、令和2年2月から導入いたしましたため、令和元年の利用者数は少ないのでございますが、2月、3月のらくらく申請サービス利用者のうち、568人おりましたが、そのうち515人の方がオンライン申請をされました。3月におきましては、市民課で申請をされた322人のうちの320人の方、ほぼ全員の方がオンライン申請をされている状況でございます。

次に、企業一括申請方式、出張サービスの事業実績でございますが、令和元年度に実施いたしました企業一括申請方式の実績でございますが、一般の事業者に2回、市立病

院の職員を対象に2回、市内の小・中学校の職員を対象に20回、確定申告会場で20回、 合計44回実施いたしまして582人の方の申請を受け付けました。このほか、198人の方に 対しましてスマートフォンからの申請をサポートさせていただきました。

次に、令和元年度の交付枚数でございますが、前年比4割増しの4,578枚でございます。令和2年3月末の焼津市の交付枚数は2万1,953枚で、人口に対する交付率は15.69%でございます。近隣市に比べて若干高い状況でございます。大体ほぼ全国平均でございます。

これからの事業展開でございますが、令和元年度の事業については引き続き継続をさせていただきますが、皆様御存じかと思いますが、今年度になりましてマイナポイントの関係とか特別定額給付金のオンライン申請などによりまして関心が高まっておりまして、マイナンバーカードの交付については増加をしているところでございます。また、マイナンバーカードの健康保険証の利用に向けた取組も行われる予定でございまして、ますます交付率の増加が予想されるところでございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員 細かいところまでありがとうございます。

それで、再質疑させてもらいますけれども、まず最初に、順番から行くと企業一括申請方式。今お聞きすると公共施設、いわゆる学校だ、病院だというのが多いと思うんですけれども、民間も含めて具体的な取組についてどう考えているのか等々ありましたら教えてください。

○落合和弘市民課長 村松委員の質疑にお答えいたします。

昨年度も確定申告会場におきまして申請の補助などの申請を受け付けておりますが、 今年度の話になってしまいますので参考程度に捉えてください。

新聞報道もございまして、皆さんも御存じかもしれませんが、7月にはイオン焼津店におきまして出張サービスをさせていただきました。その際、300人を超える方の申請を受け付けさせていただきました。そういったことで、今後も民間企業に対しても積極的に出張サービスのほうをしていく予定でございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員 了解しました。

それと、③のほうに移っていきますけれども、先ほど通算で2万1,953、15.69%というふうなのを聞きましたけれども、今、決済をやっていながら今課長のほうからマイナポイント云々と出たものですから、直近の交付率とマイナンバーの申請件数、もし分かれば、お答えできればお願いしたいと思います。

○落合和弘市民課長 まだ決定というまでではないので概数ということで参考までにお聞きください。今年度の8月末の時点で交付率につきましては、ほぼ21%になってございます。人数で言いますと、交付人数でございますが、2万9,320人でございます。参考に申請数なんですが、申請と交付と若干差がございますが、現在申請されている方、3万5,889人で、申請率、交付率も同じなんですが、人口に対する率なんですが、25.74%ということで、かなり増加をしている状況でございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員 了解しました。

今、マイナンバーカード、非常に追い風だと思いますので、フォローの風が吹いていますので、この勢いに乗って思い切った取組をお願いしたいと思います。

以上、終わります。

- ○池谷和正委員長 次に、5番目の質疑です。
- ○鈴木浩己副委員長 村松委員がほぼ全て聞いていただいたものですから、私のほうからは特にありません。ただ、今までマイナンバーカード、市民の皆さんにとって利用価値があまりなかったものですから交付率ですとか申請率というのも上がらなかったかなというふうに思われますけれども、マイナポイントですとか特別定額給付金のオンライン申請ですとか、そういったことで利用価値がやっぱり上がってくればこうやって申請数も急増するのかなというふうに思われます。課長におっしゃることではありませんけれども、庁内的にマイナンバーカードの利用価値を上げるような、そういった取組もまた管財課ですとか、あるいは市民生活課のほうと連携をして付加価値を高めるような、そういう取組をよろしくお願いいたします。

以上です。

○池谷和正委員長 これで通告による質疑は終了しましたので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第15号中、市民部所管部分の審査を終わります。

次に、議第53号「令和2年度焼津市一般会計補正予算(第6号)案」中、市民部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

- ○岡田光正委員 1点、補正予算書の10、11ページのうち戸籍住民基本台帳費、こちらなんですが、現状、戸籍住民システム、これは通常動いているわけですね。それで維持管理はされていると思うんですが、ここへ来て特別に補正として642万4,000円の金額が出てきた理由と委託先を教えてください。
- ○落合和弘市民課長 岡田委員の質疑にお答えします。

今回の補正の金額につきましては、昨年、令和元年に成立いたしました戸籍法の一部 改正による戸籍事務のマイナンバー制度に伴い、導入に伴い必要となります戸籍総合シ ステム及び戸籍情報システムの改修に係る経費でございます。

この改正につきましては、改正から5年をめどに戸籍に係るシステムを運用すること を廃止するということで、国のほうで進めてございます。

新システムによりできることが2つございまして、1つは各種の社会保障手続を利用しまして戸籍抄本の提出を省略できるようになります。2つ目は、戸籍の届出や戸籍抄本の取得が便利になりまして、届出の際、今まで必要だった戸籍謄抄本の提出が不要になりましたり、本籍地以外でも市町村の戸籍謄抄本の取得ができるようなものが最終的なものになりますが、今回につきましては、その第1番目として改修をするところでございます。すぐに要るというわけでございませんが、それを使う準備がございます。

委託先については、富士ゼロックスを予定しております。

以上でございます。

○池谷和正委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷和正委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第53号中、市民部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会市民部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩します。10時20分再開いたします。

休憩(10:10~10:20)

○池谷和正委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審議に入ります。

認第15号「令和元年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、環境部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番、岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、4款1項6目飼い主のいない猫対策事業、これに関して若干 お聞きいたします。

今回、この事業、例年の予算どおり行われたわけですけれども、ここにおいて、TNR活動への補助金、この部分について1頭4,000円ということで出ておりますけれども、今後、この予算規模、どうなっていくのか。今年度予算の中でもたしか予算はほとんど同じ数字が出ていたと思います。それで、彼らからいろいろお話を聞きますと、負担がかなりあって、いわゆる去勢手術に関する、これについては従来どおりやってくれるのはいいんだけれども、それ以外の負担を考えると非常に大変であると。むしろ去勢手術の数がだんだん減ってきている中で、それだけで対応するんじゃなくて、全体の予算を確保していただいて、TNR事業の補助金を少し上げてくれないかというようなお話もあるやに聞いております。この辺についてはどのようにお考えなのか教えてください。

○冨田明裕環境生活課長 それでは、岡田委員にお答えいたします。

まず確認なんですが、1頭4,000円というお話がありましたけれども、それは飼い猫のほうなので、これは飼い主のいない猫とTNR活動ということでよろしいですか。

それでは、事業に御理解いただき、どうもありがとうございます。

本事業は、動物愛護団体に登録された団体が行うTNR活動に関しまして、不妊去勢 手術を行う獣医師に対して行います委託業務になります。補助事業ではないということ でまず御理解をいただきたいと思います。

事業の流れを御説明いたしますと、TNR活動は、飼い主がいない猫を捕獲しまして 不妊去勢手術を行い、元の場所へ戻す活動でございます。

動物愛護団体は、捕獲した猫を市が委託した5病院、今年度から6病院になりましたけれども、こちらに搬入して手術後、元のテリトリーへ戻すということになります。

市は動物病院から請求を受けて代金を支払う。それにつきましては、金額は概要報告 書にあるとおりでございます。 御協力をいただいている団体からは毎年、次年度の計画などをいただきまして、それを基に予算を配分しております。団体からは負担が大きいと伺っておりますけれども、現状としましては予算の範囲内でお願いしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○岡田光正委員 内容につきましてはよく分かりました。

前から私、これ、要望になっちゃうものですから言っていいのかよく分からないですけれども、できれば愛猫家の皆さんからは、犬は当然毎年予防注射やら何やらお金がかかって、登録に関しても登録料というのをもらっています。毎年6,000匹を超える猫の数、それを考えますと、この方々に例えば500円ずつ頂く、猫の登録料と言っては何ですけれども、何らかの形で頂くような形にすれば300万円以上のお金が入ってくるわけですね。そうすればそのぐらいのお金が常時生まれるかなという感じがしますので、ぜひその辺もこれから意見審査していただけたらありがたいなと思いました。

以上、よろしくお願いします。

- ○池谷和正委員長 それでは、次の2番目の質疑に移ります。
- ○鈴木浩己副委員長 歳出4款1項6目合併処理浄化槽設置事業費について伺います。

1点目が、令和元年度は主要施策概要報告書によりますと512基の設置補助がされた と伺っておりますけれども、そのうち、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替 えについては何基あったか伺います。

2点目として、市内の生活排水処理方式、くみ取りですとか単独ですとか合併とかコミプラ、様々あると思いますけれども、公共下水道事業の計画区域以外の生活排水処理の種別の基数についてお伺いをいたします。

○堀内千穂廃棄物対策課長 鈴木浩己委員の御質疑にお答えします。

令和元年度の補助基数511基に対しまして、設置替えは115基となります。

続いての御質疑ですけれども、方式別基数という形でお尋ねをいただきましたけれど も、使用人口で統一をして回答させていただきたいと思います。

合併処理浄化槽は6万4,877人、単独処理浄化槽は4万2,460人、くみ取りが2,581人、コミュニティープラントは2,509人となっております。

以上となります。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございました。

昨年度の設置替え、115基と御答弁をいただきました。あと、公共下水道の事業区域 以外の生活排水処理方式ということで、人数で御答弁いただきましたけれども、かなり の世帯でまだトイレ以外の生活雑排水が水路に垂れ流しの状態であるという、そういう ことが分かりました。

そのうち、昨年度の設置替えが115基ということなんですけれども、くみ取り、それから単独処理浄化槽の世帯に対しまして、合併処理浄化槽への設置替えをどういうような形で市として啓発をされているか、伺います。

○堀内千穂廃棄物対策課長 鈴木委員の御質疑にお答えします。

今年度から設置替えをより推進するために宅内への配管工事費分としまして20万円の補助を新設しまして、最大で60万円の補助が受けられるようにしております。

次に、浄化槽施工業者に対しましては、今年の3月末に設置替えにおける宅内配管補

助の実施と補助金の増額についてお知らせをしまして、積極的な活用をお願いいたしま した。

また、市民の皆様に対しましては、このことにつきまして、今年の5月号の広報でお 知らせをしております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございました。

施工業者並びに市民に対しては、5月号の「広報やいづ」で啓発をされたというふう な御答弁をいただきました。

ところで、先ほど生活排水処理の、自分は何基何基って基数で求めていたんですけれども、あえて人数で御答弁いただいたわけなんですけれども、市としてどのお宅がくみ取りでどのお宅が単独を使っていてどのお宅が合併処理浄化槽なのかという、そういう台帳みたいなものというのは存在しますでしょうか。

○堀内千穂廃棄物対策課長 お答えいたします。

実は、市が管理しているのは市が直接清掃を行っている浄化槽の清掃台帳というものになります。市内全ての御家庭の浄化槽は把握ができておりません。浄化槽台帳につきましては、現在県のほうが所管しておりまして、台帳整備を現在進めているところで、焼津市の浄化槽台帳の整備も県が進めているということになっております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

ということで、やっぱり市としては台帳が完璧なものになっていないということでありました。設置替えの補助も今年度から拡充されたわけですので、ぜひ、くみ取り世帯ですとか、あるいは単独を使っていらっしゃる世帯に対して、ピンポイントでダイレクトメールを郵送するであるだとか戸別訪問するだとか、そういう形でやっていただくのがより効果的かなと思って台帳があるのかどうなのかという、そういう質疑をさせていただいたわけなんですけれども、県の所管ということなんですけれども、今進めていらっしゃるということで、そういった県の所管の台帳を進めているデータみたいなものというのは、いずれ県のほうで台帳が確実に整備された暁には市のほうにもフィードバックしていただけるのかどうなのか、それを伺わせてください。

○堀内千穂廃棄物対策課長 御質疑にお答えします。

先日も今の現状、県のほうに焼津市の台帳の状態がどうなっているか問合せをしたり しまして、整備が完了した際にはデータはこちらのほうにフィードバックしてくださる と思います。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

1点確認ですけれども、今進めている台帳なんですけれども、さっき課長の答弁ですと、浄化槽の清掃台帳、それを基にというような御答弁がありましたけれども、くみ取り世帯、単独、合併って、全体、確実に網羅されるようになるんですか。それだけすみません、最後に1点伺わせてください。

○堀内千穂廃棄物対策課長 この中には、もちろん合併浄化槽だけではなくて単独浄化槽 もくみ取りも入っていますので、網羅できると思います。 ○嘉茂豊一環境部長 鈴木浩己委員の御質疑は、県のほうの浄化槽台帳のところだと思いますので、そちらについては網羅できるというふうに御理解いただければよろしいかと思います。

ただ、焼津市の清掃台帳につきましては、先ほど課長が全域では持っていないということは、旧大井川町につきましては、従前から許可業者、業者が浄化槽の清掃をしておりました。ですから、そちらについては今、合併後も旧大井川町地域につきましては現在も4業者が清掃しておりますので、その分については市として直営で清掃していないものですから把握はしていないですが、清掃の状況、基数については業者さんのほうから情報提供いただくような形で御協力をいただくということでお願いをしております。以上でございます。

- ○鈴木浩己副委員長 もう一個確認なんですけれども、合併前の市の直営でやっていたこっちと委託でやっていた大井川町とで様々浄化槽の清掃台帳の区分が分かれているかなというふうに思われますけれども、県の台帳整備については、旧大井川町地域も網羅されるわけですかね。
- ○堀内千穂廃棄物対策課長 県のほうは大井川のほうも含まれるということで進められる と思います。

以上です。

- ○池谷和正委員長 それでは、3番目の質疑に移ります。
- ○太田浩三郎委員 私のほうは、歳出4款1項7目環境事業費の関係です。水質観測測定における測定項目について、最近では微小プラ汚染が海洋に広がっていると報道されています。このような状況の中、観測項目の中に加える考えはありますかということで質疑させていただきます。
- ○冨田明裕環境生活課長 太田委員にお答えいたします。

本業務におきまして、海域調査採水及び分析を委託して調査をしております。調査の概要は、主要施策概要報告書199ページを御覧いただきたいと思います。

中ほどに記載がございます。 1年に4回、10測点で採水し、測定の9項目は、記載のpH、DO、COD、SSO4項目にCL、T-P、T-N、トリブチルスズ、トリフェニルスズを加えた9項目を測定しております。

現状では、SSにある程度微小プラが含まれていると考えております。

海洋プラスチックの測定方法につきましては今明確な基準がございませんので、学術機関によって様々でございます。例に挙げますと、きめの細かいネットや底引き網で採取した物質からプラスチックを選別して個数を取るという調査や動物の消化器官から検出するという方法を取られているところもございます。これらは採水を分析する方法とは大きく異なるため費用負担も大きくなりますし、今基準ができていませんので比較もできないというような状況でございます。

そして、委託業者に伺ったところ、これまでの依頼された実績や検査実績もなく、現 段階では対応できないということでした。今後、検査方法や基準が確立されれば対応し ていくことができるというような回答をいただいております。

ですので、焼津市は、今現在は対応し切れないのではないかと考えております。

○太田浩三郎委員 世界を見ても日本を見ても、廃プラスチックのあれが海洋へ流れる量

が概算で800万トンと言われる、概算でしか出ていないわけで、これからいろいろな形で出てくるかと思います。ただ、一番危惧するのは、よく魚が食べて人間が食べるということになりますと、これからの子どもたちに影響が出てきますので、どういう結果が出るか分からないけれども、やっぱり慎重にいろいろと目を配るということも大切だと思いますので、もし測れることができるようになったらまた入れていただきながら環境整備していくということも必要だと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

- ○池谷和正委員長 次に、4番目の質疑です。
- ○鈴木浩己副委員長 歳出4款1項7目環境調査事業費について伺います。

悪臭防止対策で、主要施策概要書の199ページを見ますと、魚腸骨処理等の悪臭発生源となっている8事業所への立入検査の結果として、全事業所において、規制基準値を満足する結果との報告でありましたけれども、事業所周辺には耐え難い臭気の中で生活している住民も大勢いらっしゃいます。臭気測定による数値のみではなかなか片付けられないと思うわけでありますけれども、このような悪臭対策にはどのように対応しているのか、伺います。

○冨田明裕環境生活課長 鈴木委員にお答えいたします。

悪臭防止対策では、規制基準をクリアしていても生活上支障がある場合がかなりございます。このような対応ですが、御連絡をいただいた事業所などに伺いまして現状を確認して事業者にヒアリングをいたします。その上で改善策などを提案いたしますけれども、法的強制力がないためにお願いといいますか、できる範囲で協力をしてくださいというような形になります。

立入調査を行う事業所は公害防止協定を締結している2つの事業所と過去に連絡をいただき現地調査をした事業所のフォローアップという形でピックアップした事業所でございます。改善には多大な投資を要することから、継続して調査を行い、現状把握を行っておるということです。

対応としては、依頼いただいた中では、早期発見、早期に現状を見るということから 始まっていきます。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございました。

それこそ私の地元の地域にもこの主要施策概要書の中の8事業所の1つがありまして、特に今年、非常に天候が悪くて、風向きがどちらかというと北風っぽい風向きだった関係で、悪臭の発生源というと工場の排水処理施設なんですけれども、その排水処理施設の南側の住民から物すごい苦情が寄せられておりました。非常に弱ったものですから、部長に、課長に相談をさせていただいて、こういう今状況なんだけれどもということで御連絡をさせていただいたところ、すぐ、電話した午後には事業所のほうに出向いていただきまして、社長さん、あるいは工場長さんとお話をいただいて、排水処理施設の不具合箇所の修理について確約を取っていただきました。その後、事業所と周辺住民との間で初めて説明会というか、風通しをよくするという、そういう意味も込めて話合いを1回設けさせていただいて、会社側も非常に反省をしている、そういう謝罪もありまして、これから修理も整っていくにしたがって悪臭も消えていくのかなというふうに思う

んですけれども、過去においてこういった事例というのもたくさんお持ちかなというふ うに思われますけれども、こういった過去の事例で悪臭がぴったりなくなって周辺住民 から苦情がなくなったよという、そういう事例ってありますか。

○冨田明裕環境生活課長 鈴木委員にお答えいたします。

過去10年で申しますと、水産加工業3社、製造業7社が改善をされまして、その後、 苦情などの申立てがございませんので、立入調査は要しないと判断しまして、現在は立 入調査を行っていないという事業所がございます。

これらの事業所につきましては、作業工程や配置を見直す、または設備を修繕、改築 したなどの改善方法がされているので除外をさせていただいております。 以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

私の地域の事業所もそういうふうになっていただきたいなという希望があります。ぜ ひまた地域住民に寄り添った環境行政の促進に向けて御尽力いただきますようによろし くお願いいたします。

以上です。

- ○池谷和正委員長 次に、5番目の質疑です。
- ○石原孝之委員 私のほうからは歳出4款1項7目地域再生可能エネルギー普及推進事業 に関して伺います。

説明のほうでありました17か所の設置調査を行った場所を伺います。そしてまた、その成果はどうでしたか。伺います。

○冨田明裕環境生活課長 石原委員にお答えいたします。

調査を行った17施設ですが、まず、文化施設といたしまして焼津文化会館。そして、公民館施設、こちら、2つあります。和田公民館、大井川公民館。小学校施設、こちらは5施設あります。焼津西小学校、小川小学校、大井川東小学校、大井川西小学校、大井川南小学校です。続いて中学校施設、こちらは5施設あります。東益津中学校、大村中学校、大富中学校、和田中学校、大井川中学校。次に福祉施設、3施設ございます。総合福祉会館、主には慈恵園という形になります。大井川児童センターとまとぴあ、大井川保育園、こちらの3か所です。その他の施設といたしまして1か所あります。汐入下水処理場になります。こちらで17か所になります。

そして、まず、この施設を選定した基準といたしましては、まず、築年数、そして電力需要、屋根の形状、メンテナンスがしやすいかどうかということになりますが、あと、防災上の拠点であると、あと、環境教育の期待値などから選定をさせていただいております。

続きまして、成果といたしまして、各施設を書類、現地調査、ヒアリングなどから優 先順位をつけて、上位3施設の概略設計、工事費の積算を行いまして、事業の可能性を 調査しております。

結果なんですけれども、発電による削減できる電気料金が思ったほど少なく、投資額に対して成果が釣り合わないため、事業としては成り立たないと判断をさせていただいております。

可能性調査の優先順位としましては、汐入下水処理場が1位、続いて大井川中学校、

大井川南小学校、こちらが上位3施設でございます。一番可能性が高い施設ということで考えていただければと思います。

以上です。

- ○石原孝之委員 上位3施設をお聞きできて、その中で、まず、そもそも経産省からの全部10割負担の補助金の中でやりくりされているということで間違いないですよね。201ページに書いてあるとおりなので、そうですね。
- ○冨田明裕環境生活課長 委員がおっしゃるとおり、10分の10の補助率で資源エネルギー 庁からの補助を記載したものでございます。
- ○石原孝之委員 一応、候補の3順位を決めたということで、でも結局もらわなかったということが結末として、終了という形ですか。
- ○冨田明裕環境生活課長 可能性のある3施設が一番高いということなんですけれども、 投資回収率が低いということは、設備の費用がまず技術革新によってかなり落ちるとか、 売電の方式を考えるとか、それを共有するというような別の方式で考えられるというこ となんですけれども、現在の方式、太陽光発電で発電した電気を自家消費して防災につ なぐという方式ではとても事業化できないと判断しました。
- ○池谷和正委員長 それでは、次、6番目です。
- ○内田修司委員 私のほうからは、歳出4款2項3目ごみ処理費に関してですけど、①としまして、台風第19号関連のごみの量と処理にかかった費用についてお伺いいたします。②としまして、この費用は国庫、税金で賄えているんじゃないかなと思いますけど、歳入の国庫補助金のところの御説明では補助率2分の1だったかなと思うんですけど、その辺りを教えてください。
- ○堀内千穂廃棄物対策課長 内田委員の御質疑にお答えします。

初めに、台風19号関連のごみの量と処理費用についてです。災害廃棄物としまして処理した燃やすごみは、稲わらや畳――畳は1,156枚だったんですけど――など合計で250.42トンとなります。これ以外に家具が26.4トン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコンの特定家電4品目合わせまして194台、処理困難物としてはパソコンが65台、タイヤが36本などありました。処理にかかりました費用は総額で1,398万1,935円となります。

続きまして、この費用が国庫補助金で賄えるということですが、このうち、補助申請額対象額は諸経費を除きまして1,049万7,315円となります。そして、先ほど委員のほうからもありましたけど、その2分の1であります524万8,000円が国庫補助金で賄われております。

以上となります。

○内田修司委員 分かりました。

決算書の211ページの可燃ごみ収集事業費の下の段の予備費から流用と書かれている 484万円を予備費から流用して台風第19号関連の処理費用にしたということでよろしい ですか。

- ○堀内千穂廃棄物対策課長 今委員がおっしゃったとおりでございます。
- ○池谷和正委員長 それでは、次に7番目の質疑です。
- ○増井好典委員 私からは、4款2項5目一般廃棄物最終処分場維持管理費の件について。 1番目として、決算金額の詳細な内訳をお伺いします。

2番目として、今後のかかる費用予想をお伺いします。

○堀内千穂廃棄物対策課長 増井委員の御質疑にお答えします。

初めに、決算金額517万9,398円の内訳ですけれども、水切り施設の解体及び排水切り回し工事費が453万6,000円、汚泥層の汚泥排出処理業務委託が29万8,080円と草刈り作業の業務委託が10万9,511円、また、電気料が21万7,807円、水道料が1万5,120円などとなります。

続きまして、今後こちらにかかってくる費用についての予想になりますけれども、通常の維持管理費であります電気料、水道料、草刈り作業料に加えまして、今年度は使用しなくなりました水処理施設の解体工事と排水設備の維持管理に必要な異常警報設備設置工事にかかる費用を想定しております。

以上となります。

- ○増井好典委員 こちらの田尻の処分場ですけれども、廃止の方向ということでお伺いしていますが、ただ、先般の議会の答弁の中で、台風第19号のときのような非常な事態においてはまた使用をお願いするかもしれないといった返答もいただいております。廃止の方向に向かいながら有事の際はまた使用するといったこと、非常に微妙なタイミングもあると思いますけれども、この部分について、新たに台風第19号のような有事が生じた場合に新しい予算づけ、こういったものも必要となると思いますが、そういったお考えはございますでしょうか。
- ○堀内千穂廃棄物対策課長 やはり台風、これからも今まで以上の大きなものが来る可能性がありますので、最終処分場としての機能は終わるわけなんですけれども、その後、やはり災害廃棄物の仮置場としても活用させていただきたいという考えがございます。以上となります。
- ○増井好典委員 分かりました。

それと、この処分場、当然代替地が必要になってくると思います。この代替地も、ただ土地があればいいということではなくて、違ういろんな設備も附帯してくるというふうに考えたとして、今、この代替地関係の状況はどうなっているか。分かる範囲で結構ですので、お教えいただければと思います。

- ○堀内千穂廃棄物対策課長 委員の質疑にお答えします。現在のところ、別のところに最終処分場を考える計画はないです。以上となります。
- ○増井好典委員 一応予定はないということで、あと、地域の方々との話合いの状況ですけれども、いろんな協議会、あるいは自治会のほうと今、現状話合いをされている最中だと思います。そういった中で、例えば有事の際はまた置場として使うよ、あるいは、そういった車がまたいろいろ行き来がありますよと、そういった説明のほうは今きちっとなされている状況でしょうか。台風シーズンも近いので大変気になっております。その辺どうでしょう。
- ○堀内千穂廃棄物対策課長 御質疑にお答えいたします。

跡地利用等につきましては、昨年度、跡地利用の検討委員会というものを発足させていただきまして、地元の皆様の御意見を伺いながら、今後のこの土地の利用方法についてどういうふうにしていくかということを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○嘉茂豊一環境部長 補足でございますが、地元の皆様につきましては、昨年の台風第19 号のような形で仮置場については、万が一そういうことがまたありましたら仮置場とし て利用させていただきたいというふうなことで早めに皆さんに、また、跡地検討委員会 の皆様にもお願いをさせていただいて御理解をいただいたということで私たちは理解し ております。

以上でございます。

○増井好典委員 処分場はあそこの部分は、地域的に非常に高齢化が進んでおります。独り暮らしの御高齢の方、あるいは、空き家もかなり点在している状況でございます。ぜひとも、いろんな有事の際、台風とかそういった部分で突発的な利用はある、そういったことを十分円滑に進めるためにも付近住民の方々と密なる話合いを今後も進めていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○池谷和正委員長 以上で通告による質疑は終了いたしましたので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第15号中、環境部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会環境部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩いたします。再開は午後1時です。13時です。 よろしくお願いします。

休憩(11:00~12:57)

○池谷和正委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審議に入ります。

認第15号「令和元年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、健康福祉部所 管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目の質疑です。

- ○杉﨑辰行委員 歳入21款5項7目3節民生費雑入のうち、生活保護費返還金過年度分、 この理由と内容についてお聞かせください。
- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 生活保護費の返還金でございますが、これにつきましては、 定期的に実施しておりますので、課税調査等で申告のない収入が把握できたケースや、 遡って年金等が支給をされたことによりまして、過去における収入に変更が生じたこと で、支給済みの生活保護費の再検査をさせていただく形になります。そして、再検査に 基づきまして、いわゆる過支給分の生活保護費については返還をさせていただくという ことで、実際に事務を行っております。返還につきましては、基本的に一括で返還のほ うをお願いするということでやっておりますけれども、中には分割での返納となりまし

て、分割の返納を、年度をまたいでの返還になった場合については、翌年度以降の返還 分が、決算上は返還金の過年度の収入ということで、今回、こちらのほうの決算書のほ うに掲載をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○杉﨑辰行委員 分かりました。

今、過年度分というのは、ここに入っているのなんですが、ここで言う過年度分というのは、会計年度で言うと何年度分のことを言っているんでしょうか。

- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 こちらにつきましては、それぞれ返還をしていただく方に、 例えば12回とか24回とか、回数がありますので、実際は、ここに入っているのは令和元 年度ですので、過年度分というと、平成29年度以前の返還のものについて、こちらのほうが合計の金額になってくるということでございます。
- ○杉﨑辰行委員 ありがとうございました。

分割の場合も大方3年もあれば返還をさせていただけるという解釈でよろしいですか。

○橋ケ谷正巳地域福祉課長 返還の金額によって、それぞれ返還をしていただく方の経済 状況、例えば生活保護者の方であれば、日々の生活がぎりぎりの状況ですので、返還に ついても、金額によりますけれども、ある程度の回数を見てあげなければ、その方の生 活が維持できませんので、一概に多め、多めということではなくて、その方の生活の費 用の状況、あと返還額によって返還できる分割の方法を相談させていただいて、決めて いる状況でございます。

あと、先ほどいつ分かということでお話がありましたけれども、平成29年度以前分ではなくて、すみません、こちらは令和元年度の決算ですので、平成30年度以前ということで、すみませんけど、訂正のほうをお願いしたいと思います。

○杉﨑辰行委員 ありがとうございます。

大変御苦労はあると思いますけれども、今後、生活保護の対象になるところの調査、なかなか大変なことなんですが、地域にいる方々とか、そういう多くの情報を集めて、的確な支給ができるようにお願いしたいと思います。

かつ、今出ているように、もともと生活の苦しい方が多いものですから、不可抗力でもしこういうのが発生した場合には、その面で時間、スパンをちょっと長めに取って、でも返してくださいねという形で制度の運営ができればいいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

- ○池谷和正委員長 それでは、次の2番目の質疑に移ります。
- ○内田修司委員 私からは、歳出3款1項1目社会福祉総務費のうちのボランティア活動 育成費についてで、焼津市社協への委託料359万6,900円のうち、ふくしの広場がこれを 管理運営されていると思うんですけど、管理運営以外の具体的な活動内容がありました ら、お伺いいたします。
- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 ふくしの広場の管理運営以外に委託料をお願いしている内容 につきましては、ボランティアの活動規模や活動利用に関する相談業務や、あと、ボラ ンティアの活動とか育成に関することをこちらのほうの委託の中でお願いしている状況 でございます。

以上です。

○内田修司委員 追加でお伺いします。

委託料なんですけど、平成30年度の委託料を見てみたところ、平成30年度の委託料が382万5,000円ですので、若干委託料が下がっていて、ふくしの広場の利用者数でいいますと、平成30年度が6,791人、令和元年度が、報告書に書かれているとおり7,439人、プラスになっています。恐らく令和元年度は3月の数が減っているんですけど、それ以上にプラスになるということは、利用者数が確実に増えているんじゃないかなと思うんですけど、委託料が平成30年に比べると減っているけれども、利用が増えているということで、どっちかというとよくやってくださっているのかなというふうに解釈するんですけど、委託料自身は妥当というか、どうなんでしょうか。

○橋ケ谷正巳地域福祉課長 委託料の内容ですけれども、こういった事業に関わる社会福祉協議会さんの人工の人件費が主でございます。それ以外に、一部、それに伴う需用費、例えばコピー機のリース料とか、そういったものが一部入っております。そういった中で、実際の結果として、平成30年度よりも平成31年度のほうの委託料が安かったということでございますけれども、そちらのほうは、社会福祉協議会のほうと、金額について調整をさせていただいて、この金額でやっていただけるということですので、事業量、実際に人は増えていますけれども、それまでもお互いに協力し合って事業の運営を円滑に行うということで支援したところでございます。

以上です。

- ○池谷和正委員長 それでは、次に3番目の質疑です。
- ○秋山博子委員 私からは、3款1項1目生活困窮者自立支援事業費2,768万4,989円について、まず相談者の属性、それから事業実績としての、これは就労についてですけれども、件数を把握しているかどうか教えてください。
- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 まず、相談者の件数ですけれども、令和元年度におきましては185人です。また、属性のほうですけれども、年代別の割合ですけれども、30歳代が12%、40歳代が21%、50歳代が18%となっておりまして、ここも多い世代ですけれども、おおむね30代から50代で全体の半分を占めているという状況でございます。

続きまして、世帯形成の割合ですけれども、単身世帯が35%、複数世帯が65%となっております。また、独り親世帯が全体の3%、あと、外国人世帯が全体の6%といっている状況となっております。

続きまして、就労支援の就職の件数、就労の件数ですけれども、就労支援事業を利用 して、焼津の公共職業安定所に伝えた件数は20件でございます。そのうち、実際に就労 できたという件数は11件というふうになっています。

以上です。

○秋山博子委員 主要施策概要報告書の79ページに、今おっしゃられた相談受付総数ですとか、あと、生活困窮者自立支援事業は、1つ目に自立相談、それから、住居確保、一時生活支援とか、家計相談、子どもの学習生活支援というふうに事業があるんですけれども、結局、今、御答弁いただいた相談受付総数185件で、つなげましたとか、情報提供とか、プラン作成とかあるんですけれども、それぞれ、じゃ、この相談された件数、その中で、これは解決しましたというふうなことは言えるという数字は出ていますでしょうか。

それから、簡単に解決できないことが多々あると思うんですけれども、例えば他の機関へつなげたり情報提供したりプランを作成したり、その後、どうであるというようなアフターのケアといいますか、そういったことはされたんでしょうか。

○橋ケ谷正巳地域福祉課長 実際に今話しされましたけれども、住居確保給付金、あとは 食料の関係ですけれども、フードバンク、あとは、社会福祉協議会のほうも貸付けをや っていますので、そういったところへおつなぎをさせていただきました。基本的には、 最初に解決した案件ということでございますれば、例えば一時的に今日食べるものがな いということであれば、静岡のフードバンクのほうにつなげさせていただいて、食料確 保をしています。これも必ず実際にやって、とにかく食べ物の確保をしております。

あと、住居確保につきましても、連続3か月の家賃のものでございます。そういったところで、家賃ローンをこちらのほうで給付することで、その方が家賃を確保できたことで、それに向かっての1つとすれば、就活にある程度専念できるというところで考えれば、それぞれの住居の確保とか食料の確保、そういったところでは結果につながっているのかなというふうに考えております。

あと、プラン等につきましては、そちらのほうは、プランというか、実際に相談に来ていただいた方が、相談内容をこちらで聞き取りをさせていただいて、その方の生活援助するために合った手当てというか、制度というところを御紹介しながら、その方が生活援助できるというところにつなげておりますので、人それぞれ細かく内容が違いますので、それに適した制度のほうをつなげて、活用させていただいております。

以上です。

- ○秋山博子委員 これは意見なんですけれども、ハローワークにつなげたからそれで終わりとか、一旦食料を供給できたから、それで解決しましたねということでなく、こうした様々な問題を抱えていると思いますし、さっきおっしゃった家賃の補助の補給のことですけれども、取りあえず3か月、最長何か月かあると思うんですけれども、それらが切れた段階でまた同様の問題というのもあると思うので、これは前年度のものですけれども、あとをフォローして、必要な政策というにつなげていただければと思います。お願いします。
- ○池谷和正委員長 それでは、4番目の質疑に移ります。
- ○石原孝之委員 私のほうからは、歳出3款1項1目地域支え合い体制づくり事業費に関 してお伺いします。

説明ですと、災害時要支援者台帳を作成するためと説明されていましたが、これは毎年書換えているのでしょうか、教えてください。

○橋ケ谷正巳地域福祉課長 皆さん方、御存じのとおり、毎年6月に行われます世帯家族 調べというものがあります。そういったものを、必要な情報を基に民生委員・児童委員 さんに御協力をいただきながら、それも含めて、避難行動要支援名簿というものを情報 の数字ができたものをこちらの方に取り込んで、メンテナンスというか、修正をしてい る状況でございます。

なお、金額のほうも500万円ちょっとかかっておりますけれども、こちらのほうは、 令和元年度において、従来の管理システムのOS、ウインドウズとかマックとかありま すけれども、そういったものが古くて、サポート体制が伴うけれども、メンテナンスで きないよということになりましたので、そのOSをパージョンアップすると。ネットものの費用として、こちらのほう、時期的に平成元年度は少し高額となりましたけれども、費用のほうがかかっております。今後の見通しですけれども、今後は、OSのほうを替えましたので、通常、あとはOSの保守委託料ということですので、今のほうの予定ですと、20万ちょっとぐらいの予算になろうかと思います。こういった状況でございます。〇石原孝之委員 ありがとうございます。

じゃ、今年度だけ、令和元年だけ、こういった多額にかかったということで、分かりました。

一番大事なのは、要支援者台帳ですね。その辺で、民生委員の方や自治会の方にも、そういった要支援者か地域にはいますよということを言っているとは思うんですが、なかなか個人情報のことで踏み込めないとか、そういったものもすごく聞きます。僕もケアマネをやっていて、実際、その辺がまだまだ行き届いていないという情報もたくさんありますので、地域の中には。あの方が要支援で、災害のときに肩巻きの方でサポートしないといけないよとか、いろんな状況があるので、もう少し、つくって終わりではなく、もちろんそれをどう活用されているかというところがすごくキーポイントになるかななんて思っていますので、引き続きつくって終わりではなく、その先の災害の、この台帳が役に立ったというところまでお聞かせできたらうれしいなと思いますが、どうでしょうか。

○橋ケ谷正巳地域福祉課長 こちらについては、要支援者の方を的確に把握をさせていただいて、地元の支援の方とか、あとは民生委員さん、あとは消防職員とか、有事の際に活動している方に情報を提供させていただいて、まずはこういう方が要支援で、有事の際には必要であるということで、そのためにもやっていることでございます。

今御指摘のとおり、うちとしても、まず情報のほうをしっかり整理させていただいて 状況提供するということと、あと、今、御意見ありましたけれども、中には、支援はし ていただきたいんだけど、情報は控えたいという方がいらっしゃいますので、それにつ いては、引き続き御理解をいただいて、皆さんが有事の際には何らかの支援が受けられ るといった状況に向けて、引き続き努力のほうをさせていただきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

○石原孝之委員 各家族での情報共有も、地域のほうもそうなんですが、地域には社会資源としていろんなデイサービス、グループホーム、いろんなものがありますので、そんなところとも、各事業書任せではなく、地域との連携、共存とか公助の部分でももっと連携していただければいいかなと思います。

以上です。質疑を終わります。

- ○池谷和正委員長 それでは、次に5番目の質疑です。
- ○河合一也委員 私からは、歳出3款1項3目身体障害者福祉事業事務費についてお伺い します。

1点目として、不用額なんですけれども、途中の補正予算で767万4,000円の減額補正をしていて、最終的に634万1,194円の不用額が出て、この要因を伺います。

2点目なんですけれども、説明資料の81ページ、事業費を拾っていくんですけれども、 支出総額になっている3億1,244万7,806円、大体ほかの事業なんかだと、ざっと足して いくと、ほぼそれに近くなるんですけど、300万円ぐらい差額が出るようなんですけれ ども、その点について御説明いただければというふうに思います。

3点目として、事業の中の重度心身障害者医療費助成事業につきまして、印刷製本費というのがあるんですけれども、たまたま昨年度分と比較してみたところ、全体としては僅かな金額なのかもしれませんけれども、前年より1.7倍になって、5万円の増額となっていますけれども、毎年同じような印刷をされている中で5万円の増額というのはどういうことか、お伺いします。

以上です。

○橋ケ谷正巳地域福祉課長 まず、1点目の不用額ですけれども、そちらの要因は、予定していた事業に対して、見込額より実際に結果的には減債になったことによるものでございます。中身としては、主なものとしましては、県費の補助の重度心身障害者医療費助成のほうの不用額が192万3,434円と。国庫の負担、特別障害者手当等給付費が、不用額が134万4,920円、あともう一つが、心身障害者医療共済費が、不用額が235万1,290円となっております。不用額につきましては、医療の関係等は、どのぐらい医者にかかるかというところが見込めない状況でございますので、結果として、その辺が少し不用額になったということでございます。

続きまして、こちらの各事業費において、説明資料の読み取り方ということで説明させていただきます。

各事業におけましては、決算書と概要報告書の記載されている金額は、基本的に同一の金額となっておりますけれども、一部、相違がある事業がございます。その分が、今御指摘のとおり、金額が合わないということですので、そこについて説明をさせていただきたいと思います。

それでは、皆さんお手持ちの概要報告書の81ページのほうをお願いしたいと思います。 まず、違っているところだけ説明させていただきます。

81ページの1の身体障害者福祉事業の(3)重度心身障害者医療費助成事業ですけれども、今度は決算書のほうの183ページをお願いしたいと思います。

まず、概要報告書のほうは、ちょっと下がっていただくと、まず、合計欄のところに 2億3,128万391円となっています。それに、その下の欄の印刷製本費13万1,980円を加えますと、合計が 2億3,141万2,371円になります。

一方、決算書の備考欄中段ですけれども、そちらに心身障害者医療費助成費として、 県費部分と市単の部分になりますけれども、そちらを合計すると2億3,306万8,154円と なっておりまして、そちらには165万5,783円の差異があります。それにつきましては、 こちらの概要報告書のほうにマイナスで書かせていただいておりますけれども、過年度 における過払い分として返還されたものを概要報告書のほうには記載をさせていただい ております。

なお、参考までに、こちらのほうは返還されましたので、決算書のほうの145ページのほうの、21款 5 項 7 目 3 節民生費雑入の備考欄の下から 3 番目ですけれども、そちらに心身障害者医療費助成費返還金ということで、同額が収入として記載のほうをさせていただいております。

続きまして、概要報告書の、めくっていただいて82ページの一番上段の(5)心身障

害者扶養共済事業費ですけれども、こちらの掛金の221万640円と給付費の1,696万円を 足していただくと1,917万640円となります。

一方、決算書のほうの183ページのところに、心身障害者扶養共済費ということで、こちらのほうは1,918万510円というふうに記載されています。こちらの差異が9,870円でございます。こちらについては、決算書のほうには、文具等の事務費ということで9,870円が入っていますので、こちらの概要書のほうに事務費が入っていないということで、差異が生じているところでございます。

あと、大きいところでございますと、概要報告書のほうの心身障害者福祉事業の(2) 市単独社会参加事業ということで、事業費378万1,000円と記載があります。こちらの費 用は、実際に決算書のほうとしましては、その前のページ、181ページの下のほうに、 市単独社会参加事業費ということで809万8,416円というものが記載されておりますけれ ども、こちらのほうにそちらのほうの収入が入っておりますので、足していただいても、 少しこちらの決算書とは合っていないということで、御理解のほうをいただければと思 います。2つ目についてはいいですか。

あと、3点目でございますけれども、印刷製本費についてでございますけれども、印刷製本費につきましては、医療費の助成金受給者証と、その受給者証を郵送する封筒代の印刷代がこの金額になっております。前年と比べて増えた原因ですけれども、前年度は、いわゆる平成30年度は、その前の年の在庫の封筒とか、そういったものが残っておりまして、それを使えたものですから、印刷自体が平成30年度は少なかったと。それに比べて平成元年度が、残ったものが少なかったものですから、印刷自体の枚数が増えたということと、あとは、紙代等が少し値上がって、単価自体も少し上がりましたので、そういったところで少し印刷代が増えたということでございます。説明については以上です。

○河合一也委員 1点目の不用額については、下の金額が全体の値が大きいので、不用額 も大きくなりがちであろうかと思いますので、理解しました。

2点目は、分かりにくいところが正直あったんですけど、概要報告書ですから概要でいいんですけれども、我々もチェックする上で、300万円ぐらい違いがあるとなると、どうしてとなってしまうので、もう少しうまいこと分かるようになっていると、この部署だけではないんですけれども、そんな感想を持ちました。また分からないところは後でお聞きしたいと思います。

3点目に関しては、封筒なんかを製本という形だと私は疑問がありますけれども、内容は分かりました。ただ、封筒は、前年度分が、在庫が使えたということは、買わないようなことが予想されれば、まとめて印刷ということはできることなんでしょうか。そうすると、数年分印刷しておけば、数年は、例えば受給者証なんかも変更がなければ、まとめて印刷しておけばということが可能であれば、そうしておけば費用がかなり抑えられると思うんですけど、いかがでしょうか。

○橋ケ谷正巳地域福祉課長 実際に、1年分を見込んで3,000枚ほど印刷をさせていただきました。実際に去年の段階で印刷のほうをさせていただいておりますけれども、今までは、当年度分で必要なものということで印刷のほうをかけております。

ただ、今御指摘のとおり、毎年、毎年同じものが使えるかどうかというところはあり

ますけれども、そういったものがもし可能であれば、今、委員が御指摘のとおり、ある程度、次年度じゃなくて、もう少し多くやればコストの低下にもつながるかなということで思います。そういったところは、少し業種の変更とか、制度の変更とかというところを見定めながら、公費のほうを有効に使うように努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○河合一也委員 基本的には単年度計算で多分するんでしょうけれども、そういうことで、 可能な限りそうやって節約できるものがあれば、いろいろと過去に倣うことだけではな く、改善をしていただければというふうに思います。

私、ここで印刷製本とあったものですから、殊さら福祉の増進を図るために何か本を 作っていると最初は思って、じゃ、その内容をぜひ知りたいなと思ったんですけれども、 事情は一応分かりました。

以上です。

- ○池谷和正委員長 次に、6番目の質疑です。
- ○深田百合子委員 歳出3款1項10目補装具給付費1,651万6,569円について伺います。
 - 1、義手、義眼、補聴器、人工内耳、車椅子、電動車椅子など、補装具の種類別件数 と給付額を伺います。
 - 2つ目に、所得制限により給付されない件数はありましたか。
 - 3つ目に、舗装用具費受給制度を活用した高齢者の補聴器購入はどのくらいありましたか、伺います。
- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 最初に1点目の補装具の種類別の給付件数と給付額ですけれ ども、主なものを少し説明させていただきます。

まず、1点目の義手が6件で143万4,336円です。続きまして、装具が35件で273万8,179円です。3点目は、座位の保持装置が13件で204万103円です。続きまして、義眼が4件で33万9,174円です。続きまして、補聴器が31件で145万4,702円です。続きまして、車椅子が45件で525万9,035円です。電動の車椅子が12件で268万3,273円で、それ以外が58件でありまして56万7,767円です。合計、全部で164件ありまして、総額が1,651万6,269円となりました。

続きまして、所得制限によって給付がされなかった件数でございますけれども、こちらのほうはありませんでした。

3つ目ですけれども、高齢者は65歳以上の補聴器の給付件数ですけれども、こちらのほうは11件ありました。

以上です。

○深田百合子委員 今、昨年度の件数と金額をそれぞれ種類別に教えていただきましたけれども、この件数は、合計すると、昨年度でそれぞれ何件というのは分かりますでしょうか。これは、昨年度だけの1年間の分ですよね。これまでの、ここ3年ぐらいで、どの種類が増えているのか、増えていないのかというのは、分かったら教えてください。

それから、電動車椅子は高いし、車椅子自体も高いんですけれども、補聴器が31件で 145万円とかなり高いように思うんですけど、その理由は何か、分かりますでしょうか。

○橋ケ谷正巳地域福祉課長 1点目の件数とか金額ですけれども、決算の1年前の平成30 年度は、件数の全体では188件でございますので、今年度の件数は164件ですので、若干、 元年度については減っているのかなというふうに思います。

あと、金額につきましても、平成30年度につきましては1,987万6,291円になっておりまして、今回の決算の1,651万6,659円と比べますと、300万円ちょっと、平成30年のほうは多い状況でございます。そういったことで、おおむねそれぞれの種類によって、結果的には申し上げますと、平成30年度については、義手のほうが8件、装具のほうが43件、座位の保持装置が10件、義眼についてはゼロ件でした。補聴器については42件、車椅子については51件、電動車椅子については14件ということで、多い少ないはありますけれども、これといってこれが特別増えたとか減ったという状況ではございません。

あと、2点目の補聴器のほうですけれども、補聴器のほうは、人それぞれ音の聞こえが大分違うものですから、具体的には、既製品というよりは、その方に合ったオーダーメードというか、そういったもので作る方が大半ですので、そういったところから、どうしても高額になってしまうというような状況でございます。

以上です。

○深田百合子委員 今、3年間の動向をお聞きしたんですけれども、大体変わらないということだと思うんですが、補聴器の場合は、特にオーダーメードで、作るまで時間がかかるという、何回も何回も合わせていて、それで決定するので、めがねのように1回でできるというものではないとも聞いたんですよね。

それから、今、金額と件数を言っていただいた。昨年の決算の中では、これは全部新規ということでよろしいでしょうか。それとも修理とかというのも含まれているんでしょうか。修理と新規と分けて、分かれば。

- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 先ほどの件数と金額は、新たに作ったものと補修したものの 合計の数字を説明させていただきました。
- ○深田百合子委員 これは障害者自立支援法の1割負担だと思うんですけれども、新規の場合と補修した修理の場合と同じ1割負担なんでしょうか。
- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 負担割合につきましては同じでございます。
- ○深田百合子委員 できれば、使用していて、補修したら、その分は1割じゃなくて5% に下げるとか、そういう工夫もこれから必要かなというのは、意見として言わせていた だきたいと思います。

それから、焼津市の難聴者の人数ですが、31件、42件と平成30年と比較してやはり多いのではないかなと私は思いますが、成人の難聴の人数、65歳の難聴者の人数は把握しておりますでしょうか。

- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 8月末の状況でございますけれども、いわゆる難聴者手帳所 持者になりますけれども、難聴の手帳所持者につきましては275人です。そのうち、65 歳以上の方につきましては192人という形でなっております。
- ○深田百合子委員 成人の275人で、65歳の192人は、この方たちは難聴、もしくは中途失 聴者ということでよろしいですね。

それで、2017年に聞こえの総合支援公開シンポジウムというものがございまして、全国のですけれども、そのときに全国的に調査をされております。このときの調査の結果、難聴かどうか、難聴と自覚している人の割合が人口の7.2%あるということが分かりました。この7.2%で、私は焼津市の難聴者の数を計算してみたら、2,400人以上はいらっ

しゃるんですよね。今の人数をお聞きすると、手帳を持っている人が275人ということで4分の1ぐらい、まだまだ……。違う、2分の1。

手帳を持っていない人でもまだまだ難聴の方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 難聴の手帳を持っている方の人数でございますけれども、 275人です。すみません、先ほど私の言い方が悪かったですけど、275人です。そのうち の65歳以上の方で、難聴で手帳を持っている方が192人でございます。
- ○深田百合子委員 そうしますと、全体ではまだ275人ということで、手帳を持っておら れる方、でも実際には聞こえが不自由な方は全体の7.2%で、焼津市で約2,400人以上と いうことになりますので、手帳の方が約11%ぐらいの方で、その方が補聴器を購入する ことができるという条件になると思います。購入できないと、実費で買おうとすれば15 万円から30万円ぐらいかかるんですよね。それはとてもできないと思うんです。実は、 私たち、焼津公民館の文化の祭りで、毎年、磁気ループをお借りしまして、そして、T コイルというのを団体からお借りして、昨年かな、市長がTコイルをいつまでも団体か ら借りるのは悪いかなということで、購入するということで言っていただいたと思うん ですけれども、それで、公民館の文化の祭りの高校生の発表を、1つのケーブルの枠を つくって、その中に椅子に座っていただいて、実際にTコイルをつけて、磁気ループの 中で音楽が聞こえるかどうかと、そういうのを磁気ループ席というのを用意しました。 そうしたら、2日間で毎年五、六人の方が座っていただいて、貸出しのTコイルをやる とよく聞こえる、すごくうれしいという声も寄せていただいているんですよ。でも、実 際に、これ、補聴器をつけたほうがちゃんと聞こえますよねというと、実際にはお金が すごいかかるものだから、やっぱりいいわというふうになってしまいます。別に、私は 営業しているわけじゃないんですけれども、そういう機会を与えていかなければ、 2,400人ぐらいの方たちはうちに引き籠もってしまう。なかなか家族に遠慮して、補聴 器を買えないという。その前に、耳鼻科にも行かなければないということもあって、大 変な作業が何段階もあると思うんですよね。そういう意味で、私は、今、国のほうでも、 高齢と認知症と難聴は、難聴と認知症のエビデンスというんですか、それが蓄積されつ つある。だから、そこをちゃんと検査をして、高齢者を対象にした補聴器の体験会とか、 国のほうでも、難聴スクリーニングとか、介入しなさいというのが出てきつつあります。 磐田市は、高齢者の人に対して、補聴器の助成を始めていますよね、昨年度から。そう すると、焼津市の姿勢がどうかということをお聞きします。

これは、昨年度から、その前からも要求していることなんですけれども、今の実態を 含めて、今の担当のほうとしてはどのようにお考えか、最後にお聞きします。

○橋ケ谷正巳地域福祉課長 今回説明させていただいた制度につきましては、障害者手帳 をお持ちの方が対象となります。

一方、今、御意見がありました手帳を持たない方のところ、いわゆる支援ということでございますけれども、そちらにつきましては、対象にならないというものと、あとは身体的に機能の低下等で少し購入単価というところもございますので、その辺の支援につきましては、今、磐田市の話も出ましたので、他市町の事例等を調査研究して考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○池谷和正委員長 それでは、次に7番目の質疑に移ります。
- ○内田修司委員 私から、歳出3款2項1目児童福祉総務費のうち、19節負担金補助及び 交付金の不用額が多いんですけど、6,107万1,352円、執行率が77.2%の理由と、成果の 検証をお伺いします。これは2つの部の担当で、健康福祉部部分についてお伺いいたし ます。
- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 こちらの所管部分につきましては、内容的には、1,400円の 運営費分担金と、2番目が知的障害児通所施設整備事業費で、3つ目が、障害児通所施 設移動支援事業費、こちらの3つが、こちらの地域福祉課のほうの所管となっております。

こちらにつきましては、令和元年度の決算につきましては、駿遠学園の運営費分担金のほうが、決算額が3,074万2,000円となっております。

2つ目の知的障害児通所施設整備事業費ですけれども、こちらのほうの令和元年度の 決算額は113万5,085円でございます。

3つ目が、障害児通所施設移動支援事業費でございますけれども、令和元年度の決算額が28万8,065円というふうになっております。

こちらについては、以上です。

- ○内田修司委員 金額ではなくて、不用額が出ているから、そちらの部分で不用額が出ていないということだったらいいんですけれども、不用額が出ているのであれば、その理由を。
- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 まずは、1点目の1,400円、駿遠学園運営費分担金ですけれども、こちらが、残額が279万4,000円の不用額が出ています。こちらの理由ですけれども、こちらは駿遠学園の運営につきましては、4市2町、焼津、藤枝、島田、あと牧之原市と吉田町と川根本町、4市2町で共同運営しております。こちらにつきましては、事務局が島田市になっておりまして、島田市のほうが年度の運営事業費を積算しております。こちらにつきましては、その金額を基にこちらのほうで負担をしている状況でございます。

2つ目ですけれども、知的障害児通所施設整備助成費ですけれども、こちらのほうは、 残額が915円ということで、おおむね100%の執行でございます。内容につきましては、 建物建設に関しての借入金の償還に係る助成を行っている状況でございます。

3つ目のほうが、障害児通所施設移動支援事業費ですけれども、こちらのほうは、不用額が85万4,395円でございます。こちらについては、内容的には、事業所のほうでケアを必要とする施設において、看護師を配置しているところに対する人件費を助成するというものでございます。こちらについては、当初の見込んでいた利用回数よりも、決算書の利用のほうが少なかったものですから、こちらの不用額も生じている状況でございます。

以上でございます。

○池谷和正委員長 まだ質疑は続きますが、ここで一度休憩を取ります。空気の入替えを させていただきます。 2 時再開とします。よろしくお願いします。

休憩(13:51~14:00)

○池谷和正委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 審議に入ります。

8番目の質疑です。

○岡田光正委員 それでは、歳出3款4項1目老人クラブ育成事業費についてお伺いいた します。

老人クラブの育成事業費、それぞれあるわけですけれども、単位クラブの補助金、21 クラブ103万円、こういったような数字が記載されております。そんな中で、老人クラ ブ育成事業の各種補助金の具体的な使われ方、これについては十分把握されているのか。 その辺を、詳細を教えてください。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 老人クラブ育成事業費の具体的な使われ方についてですけれども、主要施策概要報告書の89ページの3番に書いてある4項目の記載の順に説明をさせていただきます。

最初に、焼津市老人クラブ連合会事業補助金の194万5,000円ですが、こちらは、県と市費の支出がありまして、このうち88万円が高齢者の福祉の増進を図るための県の補助金対象経費となっております。この88万円のうち45万円を研修費ですとか、女性委員や若手委員などの活動促進に要した費用であります。残りの43万円は、輪投げ大会ですとか、グラウンドゴルフ大会などの健康づくりを目的とした補助金となります。

また、194万5,000円の県補助金対象経費を除いた106万5,000円は、市費より支出をしております。内訳としては、25万円が寿大学や芸能祭の開催、56万5,000円が総会費や県連合会への負担金など連合会の運営に要した費用、残りの25万円がクラブ大会や友愛活動など、会員同士の増強活動に要した費用となります。

以上です。

- ○岡田光正委員 今の説明ですと、ほとんどが連合会を通した補助金というような格好な のですが、単位クラブについては、これは全て老人クラブ、いわゆるさわやかクラブで、 連合会の支部になるんですか。
- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 支部という言い方をするのか分かりませんけれども、 さわやかクラブの所属にはなります。
- ○岡田光正委員 そうしますと、単位クラブはあくまでもさわやかクラブの中に所属している各地域のクラブというふうになるわけですね。そうしますと、今、いろんな補助金をいただいて、それぞれやっているわけですけれども、単純に今いろんな老人会の中で、さわやかクラブに入っていないで活動されているところもあるやに聞いております。そういったところなんかは、どのような把握をされているのか。また、その方々が地下道のお掃除をしたり、そういったようなこともやっているやに聞いています。そういったときに、県のほうから直接補助金をいただいたり、負担金をいただいたりしているようなところもあるやに聞いておりますけれども、そのようなことは聞いていますか。
- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 私の知る範囲ではまだ存じ上げていませんでした。
- ○岡田光正委員 それこそ老人クラブ連合会のほう、いろんな組織があると思いますけど、極力把握をしていただいて、内容は様々だと思いますので、清掃活動から奉仕活動に至るまで。それぞれ補助金の性質だとか、そういったものを、老人福祉であっても、きち

っとした補助金の活用ができるように御指導いただきたいと思います。

- ○池谷和正委員長 次に、9番目の質疑です。
- ○内田修司委員 私から、歳出3款4項2目老人保護措置費の13節の委託料、不用額656 万1,588円、執行率74%というものなんですけど、この理由と成果の検証をお伺いいた します。
- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 老人保護措置費でありますが、委託料の内訳としましては、高齢者の生きがい活動支援通所事業費が1,889万8,013円、それから、生活管理指導短期宿泊事業費が16万20円、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業費が10万3,379円で、訪問理美容サービス事業費が2万6,000円計上となっております。不用額の656万1,588円のうち630万1,987円につきましては、高齢者生きがい活動支援通所事業費の不用額でございます。高齢者生きがい活動支援通所事業というのは、家に閉じ籠もりがちな高齢者の通所先として、介護予防や身体機能の維持のために総合福祉会館ですとか、大井川福祉センターの一室を利用して、体操ですとか創作活動、レクリエーションなどを実施する事業でありますが、当事業で不用額が生じた理由としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために3月に利用を控えていただいた結果、3月事業が実施されなかったことによります。

以上です。

○内田修司委員 不用額は多額に出た理由が、新型コロナウイルスの関係で3月に実施されたということは理解できるといえば理解できるんですけど、それにしても3月は一月なので、12分の1というか、せいぜい6分の1かなと思うんですけど、実際は、想定される利用者想定というのがあって、それでもって見込みをつくって、予算化ということをされているんじゃないかなと思うんですけど、ここら辺の予算の立て方というところが、若干甘いといってはあれですけど、見込みが若干高過ぎるのではないかなというふうに、この不用額からすると感じてしまいますので、ここら辺はまた精査いただきたいと思います。実際に、新型コロナウイルスで利用者が減ったということ自身は仕方ないと思います。実際に、新型コロナウイルスで利用者が減ったということ自身は仕方ないと思います。

以上です。

- ○池谷和正委員長 それでは、10番目の質疑に移ります。
- ○深田百合子委員 歳出3款4項1目外出支援サービス事業費(高齢者)830万2,050円について伺います。

主要施策概要報告書によりますと、利用者は1,093人で、1万1,983回の利用ということですが、病院、通院ですぐなくなってしまうという御意見も何回も寄せられておりますが、利用事業はどうか、伺います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 外出支援サービス事業費につきましては、令和2年3月末現在で、助成の対象となり得る65歳以上の要支援1・2の方は1,728人、総合事業の利用者のうち、外出支援が必要な方が292人でした。昨年度につきましては、1,093人に対して2万4,594枚の券を配りましたが、実際に利用された枚数は1万1,983枚となっており、使い方については、利用者により差がある現状です。配布した方のうちの287人の方につきましては、介護度の変更ですとか、死亡、転出などが原因で期間途中で利

用者としての資格を失っています。 以上です。

○深田百合子委員 1,728人が要支援1・2の対象者ということですよね。

主要施策の介護保険のほうの要支援1・2の人数を足してみると1,538人だったんですが、それよりも多いというのは、人数の計算がどこから1,728人が出たのかなというのをお聞きしたいなと思います。

- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 今申し上げた数字の出どころは、令和2年度の第1回 焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会と焼津市介護保険運営協議会での資料ということ で提出させていただいたものでございます。これは、各年度の末時点での数字というこ とになっております。
- ○深田百合子委員 じゃ、主要施策の96ページの介護度別要介護認定件数とは違うという ことですね。それよりも前ということですか。後で、それ、調べておいてください。

配布枚数が2万4,594枚だけれども、実際に使われたのが1万一千幾つということで、 1万1,983枚ということですね。そうすると、何が原因なのか。私のほうは足りないと いう意見がある。でも使い勝手が悪いという、そういう外出支援サービスのやり方にな っているのではないかと思うんですね。実際に、助成の方法については、小型タクシー の基本料金、初乗りというと1,200メートルで、それが600円ですね。以後、311メート ルごとに90円は普通に払う金額です。そうすると、乗車の1枚当たり、基本料金という のは初乗りだから600円になりますよね。600円で、例えば焼津駅から市立病院に行った 場合に1,400円ぐらいかかると思うんですね。初乗りだけでは行けない。そうすると、 その分、自分で倍の600円か700円ぐらいは自己負担しなきゃいけない。1回行った、帰 るときもまたその金額はそれぞれ枚数が行きに1枚、帰りに1枚、その分、自分の自己 負担で払わなきゃいけないということで、初乗りの基本料金に相当する額という、ここ がやっぱり実態に合っていないのではないでしょうか。答えにくいと思いますが、とい うふうに私は思います。600円、だから、これがもっと金額が高ければ、基本料金じゃ なくて、1,000円分とか、1回が1,000円分だったら、端数を払うというふうになると思 いますので、基本料金にしたというところが合わないのではないかと思いますが、どう でしょうか。

- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 これは助成でありますので、全てをカバーするという目的というよりは、外出の機会を増やしたいとか、そういうことで、付け足しの部分で、全てをカバーするという意図でできているものではないと考えておりますが。
- ○深田百合子委員 付け足しというお話がありましたけれども、高齢者にとっては、これ が必要だということにとっては大切なサービスでありますので、そういうふうには思わ ないでいただきたいと思います。

先ほど使い方について、あまりよくないんじゃないか。だから、1万円出しているのに使えないんじゃないかという、そういう御答弁があったと思うんですけれども、では、どういうふうにしたら使い方がよくなるというふうにお考えですか。どういうふうに総括しているのか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 タクシー券のことにつきましては、障害者のほうのタ クシー券もございますので、やり方はばらばらということも、かえって利用が難しくな るかと思いますので、今御意見をいただきまして、いろいろほかのところも調査をした 上で考えてみたいと思います。

以上です。

○深田百合子委員 分かりました。やっぱり使用の範囲というのが、医療機関と観光庁との諸手続や市が設置する公の施設の利用という、行くところも限られていますよね。主に医療機関に使う方も多いかと思うんですけれども、月に1回行くお年寄りが、1か所だけじゃなくて、3か所もあるというのが普通だと思うんですよね。病院を通うためにも。それだけではなくて、今、買物難民等がございます。いろんな方の連携をということで、外出支援のサービスを充実していただきたい。そのためには、買物サービスも合わせたと考え、そうすると、道路課とも連携が必要になると思います。公共交通機関との連携、そして、障害者の重度心身障害者タクシー券のことと合わせるというと、地域福祉課との連携、いろいろ連携しなければならないと思います。

先ほど縦割りがよくないというお話がずっとありましたので、これはぜひ改善をしていただけるように、これ、できたのが平成15年3月31日の告示なんですね。もうかなりたっておりますので、こうした古いものはどんどん新しく改善していくということが必要だと思います。

先ほどの地域福祉課のほうも、補聴器のことも、65歳以上の補聴器も、高齢課、福祉 と連携しなきゃいけないことですので、それも併せてお願いしたいと思います。 以上です。

○池谷和正委員長 地域包括ケア推進課長に申し上げますが、先ほど深田委員から言われて、数字なんかも少し言われているんですけど、今、即答ができなかったところは、後でゆっくり精査してもらって、報告なりをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に11番目の質疑です。

○川島 要委員 私は、歳出3款4項2目高齢者外出支援サービス事業についてでございます。

今、深田委員のほうから総論は聞いていただきましたので、利用者の年齢別、男女別 内訳、過去3年の利用者の推移を伺います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 高齢者外出支援サービス事業の利用者についてですが、 年齢別ということですが、65歳から79歳、それから、80歳から89歳、90歳以上の3区分 にした場合、65歳から79歳では、平成29年度が男性50人、女性が113人、平成30年度に つきましては男性が60人、女性が146人、平成31年度につきましては、男性が79人、女 性が162人となっております。80代、80歳から89歳では、平成29年度が男性が138人、女 性は440人、平成30年度は男性が140人、女性が491人、平成31年度につきましては、男 性が138人、女性が515人となっております。さらに90歳以上となりますと、平成29年度 は男性が55人、女性が190人、平成30年度は男性が62人、女性が158人、平成31年度につ きましては、男性が55人、女性が144人となっております。

以上です。

○川島 要委員 分かりました。まだまだ80代の方も非常に活発に動いていただいておりますので、先ほど深田委員からも様々な使い方についての御意見がありましたけれども、

内容の見直しをぜひ前向きに検討していただければと思います。 以上です。

- ○池谷和正委員長 次に、12番目の質疑です。
- ○川島 要委員 歳出3款4項2目緊急通報システム設置事業についてでございます。 ①在宅一人暮らし老人世帯の男女別内訳、それから、2番目として、貸与対象世帯数の増減の推移、3番目、設置効果はどうか、伺います。
- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 緊急通報システムの設置事業についてです。

御質疑の1番目、在宅一人暮らし老人世帯の男女別の内訳ということですが、令和2年3月31日現在の状況でお答えします。65歳以上の一人暮らし世帯は8,163世帯、そのうち男性の世帯は2,810世帯、女性の世帯が5,553世帯で、約65%が女性の世帯となります。

次に、貸与対象者の世帯数の推移についてです。貸与世帯数につきましては、平成29 年度が231世帯、平成30年度は198世帯、平成31年度は206世帯となっております。

推移ですけれども、利用者数につきましては、平成23年度の285世帯をピークに利用は年々減少傾向にありました。昨年度は、前年度より増加をしました。これには、増加の要因と減少の要因の両方が考えられますが、増加の要因としては、子どもとの同居世帯の減少があります。反対に減少の要因としては、民間の警備会社等が安否確認システムの市場に参入して競合することで、利用者の選択肢が増えたことなどが考えられるかと思います。

3番目の設置効果はどうかということですが、令和元年度には、年間78回の緊急出動の要請がありました。うち12件につきましては、消防の緊急通報につなぎまして、緊急連絡先となっている御親族等にも連絡をしました。今後も、本市ではこのようなハード面による配信に加えて、申請の際に地区担当の民生委員さんたちの御意見を求めるなど、地域での見守りという部門を加えて、在宅高齢者の日常生活の安全確認に努めております。

以上です。

- ○川島 要委員 近年、減少傾向にあったということでございます。民間の様々な企業が、こういった管理システムに参入してきたということが理由に上げられておりましたけれども、サービス内容というのはかなり違うものがありますか。分かれば。
- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 その点については比較をしておりませんので、分かり かねます。
- ○川島 要委員 分かりました。昨年も78回の出動があって、老人の方の安全を守るという効果を得ておりますので、引き続き民間に負けずに力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

- ○池谷和正委員長 それでは、次に13番目の質疑です。
- ○岡田光正委員 それでは、歳出3款4項2目寝具洗濯乾燥消毒サービス事業費について お聞きします。

利用者が10人、金額で10万4,000円ということですけれども、現状、この制度を利用できる対象者は何人いらっしゃるんですか。

- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業についてですが、要綱上、対象となり得る単年度の要支援者の数は1,764人、それから、要介護者数は5,351人で、合計7,115人、それから、総合事業の対象者は103人であります。 以上です。
- ○岡田光正委員 そうしますと、対象者はこれを足せばいいの。単純に一番多い数字。だから、1,764人、5,351人、103人を合計した数字なのか、それとも。
- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 もう一つ条件として、世帯区分で65歳以上の高齢者のみ世帯ということがございますが、そちらは平成31年4月1日現在で7,817世帯で、高齢者のみの世帯については6,987世帯というのがあるんですが、個人としての介護の対象者としては人数で出るんですけれども、もう一つの条件である世帯数というものは、個人の情報とリンクをしていないものですから、対象者としての人数は、先ほどの総合事業の対象者と要支援者の数の合計ということになります。
- ○岡田光正委員 この事業を受けられるのは何人なのか、その把握ができていないという ことですね。この10人というのでは、多いのか少ないのか、判断がつかないです、実際。 これは、せっかくこういう事業があって使えるのに、対象者であるのに知らないのか。 それとも対象者がきちっとしていないので、できないのか。その辺も我々、審査の中で 分からないものですよね。そんなものですから、当然のことながら、算数で考えれば、 高齢世帯が何件、これが何件、これを合計してどれぐらいあるのかということと、これ が対象者なんですよ、だから何人ですよという計算は簡単にできると思うんです。

ですから、その辺を把握していただいて、なおかつ、いわゆるこういった寝具洗濯乾燥サービス、あるいは生活の関係の問題、こういったものもそうだと思うんですけれども、できる人が受けられるような体制づくり、これをぜひ考えていただきたいなと思いまして、その意味でこの数字をお聞きしました。ぜひその辺をきちっとさせて、焼津市にはこれだけ対象となる人がいるのか、ほかの事業も一緒だと思いますよ。その辺、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- ○池谷和正委員長 それでは、次に14番目の質疑です。
- ○石原孝之委員 歳出4款1項1目健康ゾーン構想策定事業に関してお伺います。ページでいえば203ページ、説明のほうでは110ページです。

大井川庁舎の利活用に関することは、とても皆さん、関心があるところだと思います。 それに関して、説明文のほうでは、民間事業者参入意向調査を実施したと書かれており ますが、その調査はどのような調査でしたか、お伺いします。

○池谷智子健康づくり課長 調査のほうですけれども、平成30年度以降、構想の拠点となる大井川庁舎をリノベーションしての民間による事業展開を中心に検討を進めてきたというところで、今、委員がおっしゃったように、令和元年度は、大井川庁舎の利活用について、民間事業者の参入意向調査をアンケートとヒアリングにより実施をいたしました。こちらのほうは、アンケート対象とした業者は、運動、食生活、趣味、社会参加に関連した事業者の128社を選定しまして、アンケート調査のほうを実施し、そのうち24社から回答が得られました。うち9社が、何らかの形で関心があるという結果になっております。

- ○石原孝之委員 先ほど言った128社は、市内の業者さんでしょうか。
- ○池谷智子健康づくり課長 市内外の業者です。
- ○石原孝之委員 そのような回答、結局、128社から24社というところで、大分少ない回答率かななんて思いながら、その中で9社が本気で参入したいみたいな形の意向を酌み取れたところがあるんですが、回答全体の中から、実際、市としてはどのような意向を見受けられたか、教えてください。
- ○池谷智子健康づくり課長 その9社と、その後、ヒアリングを行いました。事業者からは、実は、施設整備費等は市が負担するということが条件だということで、かなり大きな財政的負担が必要になるというようなことが確認をされまして、今、民間事業者の参入というのはちょっと厳しい状況となっているところです。
- ○石原孝之委員 分かりました。今回、この予算というか、お金が404万円ほど使われているということだったので、これは単発で終わりますか。それとも、今後もっと深掘りしながら調査の費用がかかるという形で、どういう形でしょうか、お金に関わる形を教えてください。
- ○池谷智子健康づくり課長 こちらの予算は単年度で、調査は単年度になります。 以上です。
- ○石原孝之委員 分かりました。まだまだ調査段階中というところで、まだまだ正式な答えが出ないというような形が、今このやり取りで分かりました。まだ皆さんが注目する 利活用に関しての話なので、また追って自分も気にしていきたいと思いますのでは、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

- ○池谷和正委員長 次に、15番目の質疑です。
- ○鈴木浩己副委員長 歳出4款1項2目高齢者肺炎球菌定期予防接種費及び任意予防接種 助成費について伺います。

1点目につきましては、主要施策の102ページにも載っておりますけれども、定期予防接種の対象者数に対しまして、接種率が36.1%であったということです。前年の5か年、ずっと通算でやらせていただきましたけれども、当時と比べて相当接種率が低いようですけれども、どういうように評価をしているか、伺います。

2点目としては、報告書の103ページのほうに載っておりますけれども、任意予防接種については15人でありましたけれども、周知はどのように行われたか、伺います。

○池谷智子健康づくり課長 それでは、高齢者肺炎球菌の、まず定期予防接種についてであります。こちらのほうは、平成26年度から平成30年度までの5年間、毎年度、65歳から5歳刻みの年齢が市民を対象に定期接種を行ってまいりました。しかし、全国的に接種率が低迷であったということで、国のほうも令和元年度から、もう一巡、令和5年度までの5年間を経過措置として、今延期をされているところです。接種率につきましては、前年度と比較して17.3ポイント減ということとなりましたけれども、元年度の対象者は、2回目の対象ということで、そちらのほうが前年比と比較して低かったのではないかということで考えております。

また、令和元年度の県内の全市町の高齢者肺炎球菌の定期接種の接種率は、平均ですけれども、こちらのほうが26%ということですので、本市は36.1%ということで、県内

では最も高い接種率となっております。

それから、次に、任意接種のほうですけれども、こちらのほうの周知のほうは、市のホームページ、それから、年度当初の4月号、年度末の3月号と2度の「広報やいづ」のほうで周知を行っております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございました。

県内でトップですか。すごいじゃないですか。でも、その数字をよしとせずに、ぜひ 粘り強くやっていただきたいと思います。

それで、第1期の5年間というか、平成29年度の年度末ぐらいから、その年度の接種 忘れ者に対して、勧奨はがきを1月末ぐらいからお送りして、十数ポイント、勧奨はが きを出す前の年度に比べては、接種率が上がったと思うんですけれども、今回の第2期 については、勧奨はがきもやっていただけるかどうか、伺っておきます。

- ○池谷智子健康づくり課長 勧奨はがきのほうを実施していく予定でおります。
- ○池谷和正委員長 それでは、最後に16番目の質疑です。
- 〇鈴木浩己副委員長 続きまして、歳出4款1項2目任意予防接種助成費及び風疹追加的 対策事業費について伺います。

まず、1点目につきましては、定期接種のほうを伺います。昭和37年度から昭和53年 度生まれの男性への接種勧奨の方法と、現在の接種率を伺います。

2点目といたしまして、任意接種について伺います。令和元年度には162名の方が任意接種しておりますけれども、ここ近年、年間の出生数が900人ぐらいで推移しておりますので、そういった数字と比較をいたしますと、162名の接種というのは低いのかなというふうに思うんですけれども、健康づくり課のほうではどのように評価をしているか、伺います。

○池谷智子健康づくり課長 お答えします。まず、風疹の追加的対策事業のほう、定期接種のほうですけれども、について説明します。

こちらのほうは、先ほど委員がおっしゃったような昭和37年度から昭和53年度生まれの男性に対し、この年代の方たちは、抗体の保有率が他の世代に比べて低いということで、令和元年度から3年間の事業で実施しているということであります。令和元年度につきましては、平成31年4月に国の方針によりまして、対象者の中でも患者数が多い昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの市内に住む男性に対してクーポン券を送付しました。抗体検査の実施率は、クーポンの送付者の13.7%、そして、予防接種を受けた方は抗体検査を実施して、十分な抗体がなかった方、定期接種対象者の79.8%となっております。というのが接種率です。

勧奨のほうですけれども、勧奨につきましては、市のホームページとか、「広報やいづ」により周知を行いましたが、抗体検査の実施率が見込みより少なかったということで、本年2月に焼津商工会議所とか、大井川の商工会を通じて、市内の事業所に対し、事業所健診の機会に風疹抗体検査を実施していただくよう、チラシのほうを配布しております。

続きまして、任意接種の162人のところですけれども、風疹の任意接種についてですが、妊娠、出産年齢の女性は、中学生、あるいは幼児期に定期接種を受ける機会があっ

た方ですので、ほとんどの方が抗体を持っていると考えております。

したがいまして、年間出生数と任意接種者数の比較というところら辺が、単純には評価できないかなと考えております。ただ、何らかの理由で予防接種ができなかった、あるいは接種しても抗体が下がってしまうという方もいらっしゃるのも事実ですので、妊婦が風疹にかかった場合は、胎児に感染して、先天性風疹症候群というのを生じることがあるということで、今後も引き続きワクチン接種の助成制度については周知してまいりたいと思います。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございました。

定期接種のほうですけれども、今年度というか、令和元年度については、昭和47年度から昭和54年度の皆さんにクーポン券を郵送して、こういう結果になったということです。例えば、じゃ、3か年でこういう課題をやると。もう既に2年目に入っているわけですけれども、令和元年度にクーポン券を送った方が、例えばその年度にやらなかったと。抗体検査も受けなかった、忘れちゃって。例えば翌年度とか、最終年度の翌々年度にそういうものが、クーポン券が使えるのかどうなのか教えてください。

- ○池谷智子健康づくり課長 3年間のものということで、先ほどの年齢を3つのグループ で送付するという、そういった案もありましたけれども、当市の場合は、見込みより接 種率、抗体検査の実施率が低かったということで、令和元年度に最初、クーポンをお渡 しした方の中で、受けたよと確認できなかった方に対しても、令和2年度も含めて、昭 和37年度から昭和53年度までの全員の男性の方にクーポン券のほうを発送しております。
- ○鈴木浩己副委員長 全員に発送していただけたということで、自治体によっては、3か年の計画で年度を区切ってやっているところもある中で、全年齢の対象者にはお送りいただいたということで一安心です。もし3か年で分けてやると、最終年度にお送りした世代の人たちは、そこで忘れると、もうちょっと厳しい状態になるものですから、大変ありがたいやり方で推進していただきまして、ありがとうございます。

特に、事業所に対して、勧奨していただいているということなので、ぜひまた粘り強くやっていただきたいと思います。

それから、2点目の任意接種のほうですけれども、女性の方、ほとんどの方が抗体を持っていらっしゃる中で、162人の方が任意接種を受けていただいたということでありました。こちらの接種機会をぜひ拡大をいただくために、今後も啓発活動をよろしくお願いしたいと思いますが、今年度もやっていただいているんですよね。分かりました。引き続きお願いしたいと思います。これ、償還払いになっておりますけれども、受領委任払いという、そういう方式、要するに、全額まず納めて、助成分を後でいただくというのが焼津市のやり方の償還払いなんですよ。ですけれども、ほかの自治体の中では、受領委任払いといって、最初5,000円分の助成額というのを差し引いた金額の自己負担額でやっていただいている、そういう自治体もあるんですけれども、こういうのになるのか、ならないのか、教えていただきたいと思います。

○池谷智子健康づくり課長 風疹の任意接種につきましては、受領委任払いで行われていると。ただ、藤枝市でお受けになったりとかした場合は、償還払いでという感じに今なっているんですけれども、焼津でお受けになっていただいている場合は、受領委任払い

の方式でやらせていただいています。 以上です。

○鈴木浩己副委員長 そうですね。すみませんでしたね。保健センターのホームページを 見たら、償還払いのダウンロードする様式のやつがあったものですから、すみませんで した。引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○池谷和正委員長 通告による質疑は終了しましたので、質疑、意見を打ち切ります。 以上で、認第15号中、健康福祉部所管部分の審査を終わります。

次に、議第53号「令和2年度焼津市一般会計補正予算(第6号)」案中、健康福祉部 所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は、御発言願います。

○深田百合子委員 まず、7ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費補助1,001万4,000円と、次のページの9ページの新型コロナウイルス感染症地域外来・検査センター運営委託費1,359万5,000円、これが歳出になると、10ページ、11ページになりますが、焼津市地域外来・検査センター設置運営事業費に2,360万9,000円、これ、医師会に委託をして、PCR検査などが行われるということだと思うんですが、左側の10ページの特定財源の国県支出金、これは県の補助金と委託費を合わせて2,360万9,000円が入っておりますが、その他として1,630万円、これは何なのか。その横に一般財源として1,598万8,000円が減額されておりますが、その説明を求めたいと思います。

というのは、県の補助金が何に使えて、何に使えないのかというのがあるのかなというふうに思ったんです。運営委託費が医師会に委託される分が1,319万5,000円だと思うんですけれども、11ページの委託料は1,139万3,000円ですので、ちょっと金額も違っております。ですので、11ページの検査センターの設置に関わる事業費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、この内容を併せてお聞きしたいと思います。

- ○池谷智子健康づくり課長 こちらのPCR検査センターのほうに係る費用といたしましては、9月補正で上げさせていただいているのが、先ほど御説明をしていただきましたけれども、7ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金と、それから、9ページの新型コロナウイルス感染症地域外来・検査センターの運営委託費合わせて2,306万9,000円で、今回補正させていただいた運営事業費が2,360万9,000円ということになります。
- ○池谷和正委員長 深田委員、すみません、今、時間を止めていますので、1つずつ質疑 してやってください。2つ重ねるとちょっと分からなくなってしまうので。すみません。
- ○深田百合子委員 今回答いただいたのは、先ほど私が説明させていただいたところなんですが、それを踏まえまして、10ページの1,630万円、これが、その他補正額の財源内訳の2,360万9,000円以外に追加として入っていますが、これはこの中に関係するんでしょうか。それとも全く関係ないことですよということなのか。あと、その隣のマイナス1,598万8,000円もどういうことなんでしょうか。まず、それをお聞きします。
- ○池谷智子健康づくり課長 そちらのほうは、こちらの部局では関係ないものです。
- ○深田百合子委員 保健衛生総務費の中での増減になっておりますので、右側の説明欄では、保健衛生職員給与費と、検査センターの2点しかないものですから、ここの増減の

その他と書いてあるものは、増減は何を書いてある形なんですか。

それは後で答えてください。

それでは、11ページの需用費、10、11、12、13、17とありますね。この需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、この内容は分かりますか。分からなかったら、また後でお聞きします。

○池谷智子健康づくり課長 お答えします。需用費のほうは、主に一般消耗品になります けれども、センターで使う消毒液とか、アルコールとか、手袋とか、そういった消耗品 になります。

それから、委託料のところは、こちらのほうは、医師会に対する委託になりまして、 主に報酬になります。

それから、13、使用料及び賃借料につきましては、主にはテントの借り上げになります。

それから、備品につきましては、発電機ですとか、室内灯、冬場には石油ストーブ 等々、そういった備品になります。

以上です。

- ○深田百合子委員 需用費と役務費は同じでよろしいですか。消毒液とか手袋とかという ことで、一緒に合わせて今お答えいただいたので。需用費が消毒液、手袋、役務費はま た別ですか。
- ○池谷智子健康づくり課長 役務費になりますと、役務費のほうは、損害保険料になります。

以上です。

- ○池谷和正委員長 深田委員、どうですか。
- ○深田百合子委員 そうしますと、県からの運営委託費が1,319万5,000円で、医師会への報酬が1,139万3,000円、それから、役務費は保険ということで、これも医師会の関係になるんでしょうか。それでも、それを足しても1,359万5,000円にならないんですけれども、その差額は何に使われるんでしょうか。県からの運営委託費です。それはまた別に県の補助金が1,001万4,000円入っていますので、そっちのほうで消毒液とかテントとか発電機とかに回るということなんでしょうか。
- ○池谷和正委員長 深田委員、これ、今ばたばたここでしっかり時間をつくって数字を調べてもらったほうがよくないですかね。
- ○深田百合子委員 ただ、補正予算で県からの運営委託費が1,359万5,000円、歳入に入っているんですよ。歳出で委託料として1,139万3,000円なので、その差が、私は丸々こっちに、委託料、医師会のほうに入っていくのかと思ったけれども、それより金額が少ないものですから、その金額、県の運営委託料が、この分は別のものに払うよということなのか。テント料に回せることなのか、その辺をお聞きしたいんですが。
- ○池谷智子健康づくり課長 細かいところは、すみません、また後であれします。ただ、 県のほうの委託のほうは、消耗品ですとか、役務費のほうと、あとは委託費が県のほう の委託費になりまして、使用料、それから、備品購入については、補助金のほうでとい うことになっております。

以上です。

○深田百合子委員 そうしますと、県の補助金の使い方と、委託費のすみ分けがちゃんと できているということも分かりました。

それから、この間ですと、市立病院とか牧之原とか、藤枝のPCR検査の、ドライブスルーで行ってきたよと。保健所から言われて、そこに行ってくださいと言われたということで、幾つかの場所に行ってきたというお話があるんですけれども、保健所がこれからは設置されたら、保健所から、焼津市の人は、地域外来・検査センターにも定期検査もするということもあり得るということでしょうか。検査の事業の概要、検査センターの概要を教えていただきたいんです。検査は、先ほどテントというお話がありましたので、テントの中で、寒かったら暖房をつけて、それで行うのか、これから。テントの中でやって、予約とか、開設期間とか、藤枝は延ばすよという話もありましたし、あと、自己負担もどうなるか。その事業概要を教えてください。

○池谷智子健康づくり課長 大まかな概要ですけれども、地域外来の検査センターは、あくまでも医療機関へ受診をされた方、受診をされて、医師のほうからPCR検査をしたほうがいいねという方が対象になります。それから、あと、医療機関に受診されますので、その後はPCRセンターのほうに予約を入れていただくんですが、そこら辺はいろんなところ、保健センターのほうに医療機関から予約を入れていただいて、そこで調整をして、それで対象の方を御案内したいということで考えておりますが、本当に今、最終的な調整を医師会さんのほうとしているところですので、決定次第、速やかに皆さんのほうに御報告させていただきたいと思います。

以上です。

○増田浩之健康福祉部長 今、健康づくり課長が説明した補足をさせていただきます。

まず、PCR検査の受診の仕方は2系統ございまして、先ほど委員がおっしゃった保健所、技術センターのほうに電話をして、保健所からここに行けというルートが1つ、これは既存のルートです。これから、今回の補正でお願いしている部分に関しましては、主治医、自分のかかりつけ医に、体調が優れないということで相談していただいて、主治医が新型コロナウイルスを疑った場合は、検査したほうがいいということになれば、今回、補正でお願いしている地域外来・検査センターのほうに予約をして受診をしていただくという形になりますので、PCR検査の受診の仕方、今度これをつくった場合は、2つの系統になるということでございます。

それと、地域外来・検査センターの詳細につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、今、医師会と協議中で、協議がはっきりと調い次第、皆さんのほうにまた改めてお知らせをさせてまいりたいということで考えていますので、よろしくお願いいたします。

○深田百合子委員 8月末に10月ぐらいには立ち上げるというお話をお聞きしたんですけれども、今、焼津市では感染者がいないということで、もう少し遅くなっているのか。でも、これからインフルエンザとか、ダブるという心配もあるものですから、そうした意味で、早く状況を、検査のやり方を市民の方は知りたいということで、私たちにも聞かれるものですから、できるだけ早く情報を教えていただきたいと思いますが。いつ頃できるんですか、それは。今、最終の詰めということなので、来週ぐらいにはできるんでしょうか。

○増田浩之健康福祉部長 予算案件でございます。予算案が議決されたら、速やかに執行 していきたいということでございますけど、もちろん医師会のほうも、これから季節性 のインフルエンザが流行するということも承知しております。医師会のほうも危機感を 持っていただいているので、なるべく早く議決のほうは速やかに設置できるように、今 準備を進めているところでございます。

以上です。

- ○深田百合子委員 ということは、説明は議決後ですか。議員に説明できるのは。それも おかしいなと思う。補正予算に出ているものですからね。
- ○増田浩之健康福祉部長 まず、議決した上での予算執行になります。それで、ある程度 の準備ということで、医師会とは、いつ、週何回とか、そういったものを協議している ところでございます。実際、運営に当たって、いつ、何時からとか、そういった詳細を 決めて、医師会さんのほうも、結局、開業医さんが休み時間を使ってやるという形にな りますので、医師会さんのほうも、誰がやっていただくかと、そういう形もございまして、医師会さんの準備もございますので、そういったものを今協議を詰めつつ、医師会さんにお願いする部分はお願いして、市でやる部分は順次やっていくということでござ いますので、いま一度、御理解をいただければと思います。なるべく早く、とにかく設置できるように努めてまいりますので、分かり次第、またお知らせをしてまいりたいと いうことでございます。

以上です。

○深田百合子委員 予算が通らなければ細かいことは決められないということじゃないんですよね。それは分かりました。

できるだけ分かる範囲で、最後に、自己負担はかからないということで、市民の方にお伝えしてよろしいですか、検査用の。

○増田浩之健康福祉部長 前に議会の一般質問でも御答弁申し上げましたが、これにつきましては、医療保険の適用になります。なものですから、検査自体、ただ単に検査するところは無料です。ただし、検査するに当たって、医師の初診が入ります。医師の初診料というのは、どうしても医療保険として1割、2割、3割、それぞれの保険の割合で負担をいただくということでございます。

以上です。

- ○深田百合子委員 ということは、かかりつけ医からもらって、検査に行くというと、そ この検査センターで初診料を払うということですか。それともかかりつけ医で、内科で 診察をしたときの初診料を払うんですか、どっちなんですか。
- ○増田浩之健康福祉部長 今のところ医師会と協議している中では、検査センターでお金 を頂くということでございます。かかりつけ医のほうにかかって、問診等、医療行為が 発生すれば、そこでもある程度の医療行為ということで、診療報酬というのが負担がか かるということで認識しております。
- ○秋山博子委員 それでは、補正予算の3件、伺います。

まず、3款3項2目、補正の低所得者法外援助費100万円、この事業の背景、それから、事業の内容、あと、対処者の見込み数をどのように検討しているかというところ。 2点目は、歳出の4款1項1目保健衛生職員給与費31万6,000円、特殊勤務への手当 てというふうに説明されたんですけれども、この補正というのは、今定例会に上程されています議第58号の条例改正案に基づく関連したものであるのかということ。それから、対象となる職種を教えてください。

- ○池谷和正委員長 秋山委員、2つで取りあえず止めておきましょう。
- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 私のほうからは、今御質疑がありました低所得者法外援助費 について説明させていただきます。

まず、こちらの制度の概要ですけれども、こちらは、一時的に生活に困窮した方が、他の制度、例えば少し収入があって、生活保護にまでは行かないけれども、ぎりぎりの方、そういった方が生活に困っているという状況の中で、こちらで法外援助ということで、一時的に支援することで経済的に流通ができるような方に対して支援をするという内容でございます。

事業の背景ですけれども、今年の4月から6月までの3か月間ですけれども、こちらでもう既に、こちらのほうの執行が75万円程度に今もなっています。そういったところを見ますと、3か月で75万円程度ですので、これでいけば、12か月とすれば4倍の300万円程度が必要になります。現計予算につきましては、200万円の予算でありますので、不足分の100万円を今回補正のほうをさせていただいております。予算の見込みの人数につきましては、年間で124件を見込んで、今回予算の補正のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○池谷智子健康づくり課長 保健衛生職員給与費のほうですけれども、こちらのほうは、 認第58号の上程させていただいたものに関連したものになります。こちらの職員のほう ですけれども、PCRセンターのほうでの勤務ということで、健康づくり課の職員を想 定しております。

以上です。

- ○秋山博子委員 それでは、低所得者法外援助費のことですが、これが年間124件に上るだろうという、トータルで。ということですが、金額として300万円ということです。ということは、1人当たり2万円から3万円というふうに考えてよろしいですか。
- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 4月から6月の執行状況を見させていただいて、実際は75万円程度で31件ありましたので、おおむね1件当たり2万4,000円程度の実績がありますので、そちらのほうを積算させていただいて、300万円ということで予算の補正のほうを出させていただきました。

以上です。

- ○秋山博子委員 そうすると、相談に来られた方に対して、じゃ、こういう支援がありますよということで、現金をお渡しするということだと思うんですけれども、そのときに、それ以外の、じゃ、生活保護にですとか、様々な支援とつなげるというふうに、そういう体制にはなっていると思うんですけど、確認です。
- ○橋ケ谷正巳地域福祉課長 こちらの援護費につきましては、あくまでも一時的な支援で ございます。そういうことで、そういう方は生活援助できるというものの支援でござい ます。
 - 一方、最初から収入が見込めないといった場合は、こちらのほうの御案内ではなくて、

生活保護の案内もありますので、そういったところは、その方の事情に応じてほかのと ころへ持っていくかということで、整理のほうはさせていただいております。 以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

それでは、先ほどの保健衛生職員給与費の31万2,000円です。これ、対象となる職種としては、PCR検査のほうで当たる保健福祉課の職員ということだったんですが、これは必ずしも危険手当、特殊勤務の異動にならない場合もあったりするといいますか、人数とか、予測がつかないところもありますよね。大体、31万2,000円は、どういう計算でこの数値が出たんでしょうか。

- ○池谷智子健康づくり課長 こちらのセンターでの従事する者は、例えば看護師等は民間 の会社のほうから派遣でやっていただこうと考えているんですけれども、例えば感染状 況が拡大したりとかといったときに、そちらのほうに確保ができないというようなこと も想定されるということで、週3回ぐらいやるとして、1日を保健師が従事するということで、24日分を計上したという形になります。 以上です。
- ○秋山博子委員 そうすると、実際にはどのぐらいの規模になるかは、今は見えないところがあるというようなことの中での数字というふうに受け止めていいですよね。分かりました。

じゃ、3点目なんですけれども、4款1項3目で、補正予算、産婦健康支援事業費200万円とあります。この事業の背景と内容をもう少し教えてください。

- ○池谷智子健康づくり課長 産後ケアの事業所に対しまして、施設の感染防止対策の一環としまして、施設や日常生活において必要とする物品等の購入に対しての補助金となります新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援交付金、その一部になります。産後ケア事業の事業所に対して、感染予防ということで、消耗品でいきますと、マスクだとか消毒液、あとは備品で空気清浄機等の購入に対しての補助金と考えています。
- ○秋山博子委員 産後ケアを行う事業所というと、市内に何か所ある、どういうところですか。
- ○池谷智子健康づくり課長 市内には4か所、4事業所ございます。
- ○杉﨑辰行委員 先ほど深田委員が質疑したところの内容と同じなんですけれども、この センターの県からの支出金、2項目ありますよね、補助金と委託金が。これは、期間と して来ているものなのか、予想受診料として来ているものなのか、その点が分かったら。
- ○池谷智子健康づくり課長 1番目のお答えですけれども、補助金のほうは、期間は今年度ということになります。

それから、委託金のほうは、1件当たりということで、委託金が実績ということになります。

○杉﨑辰行委員 ありがとうございます。補助金のほうは今年度で、委託金のほうは、1件当たり、何というか、という言い方だと、1回というのは、受診料じゃないのは関係なく。要するに、いろんなものをつくるのにお金がかかるよ。この中にはあれも含まれていますよね。先ほど言ったように項目も含まれているわけですが、それは1回というスパンはどういう解釈ですか。別にそれだからって、補正予算をどうこうというんじゃ

ないんですが、そういうところが明確になっていないと、ちょっと疑問かなと思うんですが。

- ○池谷智子健康づくり課長 申し訳ありません。こちらのほうの事業は、消耗品とか委託 料等から診療報酬のほうを差し引いた額が県からの委託料として支払われることになります。
- ○池谷和正委員長 それじゃ、ほかにありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷和正委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第53号中、健康福祉部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会健康福祉部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

以上で本日の議案の審査は終わりました。

予算決算審査特別委員会を散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会(15:26)